

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

MAY 2017 **165**

トピックス

・相次ぐ医薬品および調剤の不正問題について

協会活動

- ・「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」
- ・4月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
万引防止キャンペーン 開催期間変更のお知らせ
健康サポート薬局研修案内
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
各種アドバイザー養成講座募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、内閣府、
冷凍食品協会

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

風薫る五月となりました。しかし、医薬品業界では偽造薬問題や保険不正請求問題などがいまだに尾を引いています。偽造薬問題については、ガイドラインの作成や厚労省主催の検討会などの開催で再発防止策の手は打たれていますが、不正請求問題は全く進展が見えません。これはいったいどうしたことでしょうか。その対応の遅さに不思議ささえ感じます。実態の把握と再発防止に向けた取組みが急がれます。

また、OTC医薬品に記載されている使用期限が切れている商品の販売にあたっては、他の商品同様にチェックが欠かせません。日々の業務において、さらに強化をしていただきたいと思います。

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

●トピックス

- ・相次ぐ医薬品および調剤の不正問題について

●協会活動

- ・「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」
- ・4月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 万引防止キャンペーン 開催期間変更のお知らせ
- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 日本ヘルスケア協会 ご案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金
- JACDS 政治連盟主催特別セミナー&ドラッグストア研究レポート報告会のご案内

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、農林水産省、内閣官房、日本冷凍食品協会

表紙裏 日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則 裏表紙裏 協会ホームページについて 事務局だより

相次ぐ医薬品および調剤の不正問題 迅速な、誠意ある対応をお願いします

医薬品及び調剤請求の不祥事が相次いでいることを受け、「相次ぐ医薬品および調剤の不正問題の状況報告と注意要請について」(事務連絡No.29011)を会員企業向けに通知しました。また、福岡県保健医療介護部薬務課からは「薬局等における委託品の管理の徹底について」が福岡県支部長あてに送られ、県内会員企業への周知のお願いがありました。(行政・団体からのお知らせの欄参照)

1. 「偽薬ハーボニー」問題の現状と今後の対応

1) 問題の内容

某薬局がC型肝炎治療薬「ハーボニー」の偽薬を仕入れて、処方箋応需した問題。現在、調剤を行った2店舗を処分、仕入れ本部および仕入れ先について法律的にどんな問題があるか調査中。(商流と物流の法整備の不備が今回の問題になった可能性大)

2) 厚労省の対応

厚労省は、日薬、Nファ、JACDS3団体会長を呼んで指導。その後、3月29日より「医療用医薬品の偽造品流通防止にための施策の在り方に関する検討会」を設置し、これまでに2回開催。JACDSからも医療医薬品流通に詳しい人を選出して検討会委員として参加している。

3) 薬業団体の対応

日薬、Nファ、JACDSの3団体で「薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン」をまとめ、その内容を会員各社に連絡し(JACDSは協会ネット会報に掲載)、厚労省にも3団体会長が報告した。

2. 調剤報酬「付け替え不正請求」問題の現状と今後の対応

1) 問題の内容

某調剤チェーンが処方せん集中率の高い店舗に別薬局で受けた従業員家族の処方せんを集め、あたかも集中率の高い店舗で調剤してもらったかのようにして、集中率を下げて高い調剤基本料を不正に請求した。

2) 厚生労働省の対応

現在、厚労省と東北厚生局秋田事務所が詳細を調査。行政処分はその後となる模様。

3) 某調剤チェーンの対応

某調剤チェーン会長が務める団体Nファの会長職を引責辞任。その後、「説明責任を果たしていない」「薬局批判が強まるのでは」などの声が大きくなっているが、関係者や業界誌などに一切コメントしておらず、「不誠実な対応」の批判が相次ぐ。

3. 期限切れ OTC 医薬品問題の現状と今後の対応

1) 問題の内容

某ドラッグストアチェーンが、店舗の陳列在庫に期限切れの商品を発見して、保健局に届けた。その後全

店でチェックしその結果も届出し、返金交換について公開した。

2) 某ドラッグストアチェーンの対応

今後、再発を防止するためのマニュアル及び業務の徹底を図るとしている。この対応内容も地方行政に報告した。(この某社の自己申告、早め対応を評価する人も多い)

4. JACDS 会員企業様へのお願い

1) これらの問題についてのお願い

(1) 偽薬の仕入れを行わないでください

近年高額な医薬品が多くなり、安い医薬品を調達することに力を入れる企業もあると思いますが、正規品または正規流通からの仕入れに徹してください。

(2) 調剤報酬の不正請求は絶対行わないでください

いまさら言うまでもありませんが、これは詐欺であり刑事事件に発展してもおかしくない事件です。企業内で「どうせわからないだろう」を許さないでください。

(3) 期限切れのチェックを厳しく行ってください

このたびの問題は健康被害につながる恐れもある内容でありますので、医薬品だけでなく、食品、ペットフード、電池なども含めて、常に期限切れ商品をチェックして売場から排除してください。

2) コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの再チェックと徹底

特に上の1. と2. のような不正や事件は、その企業だけでなく業界にとっても著しいダメージを受けることになります。一時的な儲けのために行う不正や不備が、取り返しのつかない事件に発展します。ぜひ各社のマニュアルの見直しや内容の徹底など、もう一度コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの再チェックと徹底をお願いします。

3) 問題が発覚したときの対応は、早めの公開、謝罪、対応(保全)、再発防止策徹底

それでも思わぬ問題が起こる場合があります。そのときは、早急に状況把握と原因説明をして、隠蔽せず何らかの方法で早めに公開し、謝罪することが大切です。そして、損害や被害を受けた方にしっかりと向き合い保全策を講じること。そのうえで誰もが納得するような再発防止策を発表し、社内で徹底することが求められます。

当事者となれば、これらの対応はつらいことではありますが、こうした誠意ある対応が最も重要なのです。どうか、よろしくお願い申し上げます。

「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」に参画

4月21日に「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」の第2回が行われました。厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課が主催でC型肝炎治療薬であるハーボニー偽造品流通問題の再発防止の施策を検討するものです。JACDSからは、実際の医療用医薬品の取引・流通に詳しい安居院雄介氏（日本チェーンドラッグストア協会事務総長付特任担当）が委員として参加しています。

第2回目は参加団体のうち、日本卸売業連合会、日本製薬工業協会、日本製薬団体連合会、日本薬剤会からそれぞれの立場で偽造医薬品流通防止にかかる取り組みのプレゼンテーションがありました。

現在、日本医師会から「現金問屋があるために、今回のハーボニーのような事件が起こった。そのために現金問屋をなくしたらいい」という発言がありましたが、これについては東京都の薬事監視担当課長から、「現金問屋をなくしたら、かえってアンダーグラウンドな医薬品取引が行われ、警察以外に監視できなくなる。現金問屋のメリットは、売る側のプライバシーを守る、場合によっては、売る側の名前を聞かずに買っても、売り手、買い手ともに罰することができなかった。ここを厳しくすると、逆に取締りが難しくなる可能性があり、その程度をどうするか、ここで議論してもらえると助かる」とし、現金問屋をなくしたら、偽造薬の流通がなくなるという単純なことではない、難しい問題が孕んでいる現状の説明がありました。

夏までには再発防止の施策を作り上げ、それに見合う法令の準備も行います。あつてはならない事案であり、早期の作成が望まれます。



JACDS 4月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
4月5日(水) JACDS東京事務所 15:30~17:00	第1回防犯・有事委員会	1. 平成28年度事業活動報告、平成29年度事業推進計画について 2. 地方行政との災害時の物資支援協定の締結について 3. 大量窃盗情報共有システムの拡大、活用について 4. 第14回万引き防止キャンペーンの開催について 5. クレジットカード不正使用被害防止について 6. 報告事項 1)「万引対策強化国際会議2017」開催報告 2)千葉県安全安心まちづくり推進協議会・万引防止対策部会による万引防止対策に関する「ポスター」等を活用した啓発について 3)千葉県における食品への毒物混入等に係るメールについて 7. その他	4名
4月7日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第104回JACDS記者意見交換会	1. 第17回JAPANドラッグストアショーについて 2. 薬局・店舗販売業の二重申請の解消についての新たな動き 3. 「薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン」を公表 4. 「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」開催 5. 薬剤師国家試験結果について 6. 宗像の視点 1)ドラッグストアにおける薬剤師のあり方と今後の対応を考える 2)その他 7. 次回の開催について	30名
4月19日(水) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第110回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1)「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」について 2)処方箋40枚規制について 3)薬局の不正行為について 4)今後の実施計画 5)宗像の視点 6)次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会 活動報告と今後の活動について 4. 日本置き薬協会から 「優良配置販売業者制度」設立後の動き 5. 日本薬業研修センターから 多職種連携の重要性と薬剤師業務を再確認 「健康サポート薬局研修」実施	23名
4月20日(木) JACDS東京事務所 12:00~15:00	第1回常任理事会	1. 第17回JAPANドラッグストアショー開催報告並びに収支速報 2. 次世代ドラッグストアビジョンについて 3. 同時開催イベント報告(各委員会活動など) 4. 薬局・店舗販売業の二重申請解消について 5. セルフメディケーション税制について 6. ハーボニー偽造薬問題について 7. 薬局の不正問題について(日本保険薬局協会長引責辞任) 8. 戦略会議・拡大組織委員会より 組織・人事についての提案 9. 平成29年度 第1回理事会(5月)について 10. 平成29年度 第18回通常総会(6月)について 11. 政治連盟について 上半期の政治連盟特別セミナーの開催について他(同時開催:ドラッグストア業界研究レポート報告会) 12. 組織委員会報告 13. 登録販売者支部の設立について 14. 防犯・有事委員会報告 15. 平成28年度事業活動報告、平成29年度事業推進計画(案)について 16. 報告事項 17. 平成29年の年間スケジュールについて(7月~12月) 18. その他	17名

会議議事録

平成28年度 第8回常任理事会 議事録

日 時:平成29年2月23日(木)11:00~13:45

会 場:メルパルク東京 3階「薔薇の間」

欠 席:榊原委員長、櫻井委員長

議 事:

青木会長挨拶

- ・ハーボニーについて、当協会、日本薬剤師会、日本保険薬局協会と打ち合わせを行った。
- ・薬だけでなく健康食品なども含めて流通の適正化をあらためて考えなければならない。

1. トップ会について

この常任理事会の後の議事進行について、確認を行なった

2. 調剤ポイント付与の指導ルール化について

調剤ポイントの指導基準について、1%以下で通知が出された。

3. 偽造医薬品流通問題について

青木会長から挨拶の中で説明があった。それ以外での話し合いはなかった。

4. 政策推進委員会からの報告

森委員長から報告

- 1)セルフメディケーション税制について

関心は徐々に高まっている。各店での説明もやりやすくなっている

る。1年を通じての税制のため、再度徹底をはかりたい。

2) OTC医薬品の軽減税率適用について

食品は平成31年に導入が決定しているが、なぜOTCは導入できないのかというと医療用医薬品の保険点数の取扱いが難しいと考えられている。

ただ導入してほしいという要望だけでは難しい。専門家チームを作り、論理的に話をしていかなければならない。

3) 消費税の価格表示について

期限が近付いている。平成33年3月までは総額表示義務はないが、特別措置が過ぎてしまう。どこでどう運動をしていくかを考えなければならない。

時限立法ではなく法制化を要望していく。

→メンバーを決めて、スケジュール、戦略をたて、各所に要望していく。

【常任理事からの意見】

- ・スーパーマーケット業界の対応はどうなっているか
- 食品については軽減税率になるため、それに準じている。
- 価格表示については団体毎に対応が異なる。
- ・OTCの軽減税率は難しいのではないか。
- ロビー活動が重要、場当たりの活動では難しい。
- 医療用とOTCの違いを政治家にわかるように説明していく必要がある。
- セルフメディケーション税制がある間は難しい。今のうちに仕込んでおかないと将来の導入が難しくなる。

5. 組織委員会ブロック及び支部長会について

皆川委員長から報告

- ・57支部長が薬務課訪問をして、当初はポスター掲示依頼などが多かったが約6回訪問をしてきて、協議会への参加依頼、災害物資、認知症、健康推進、見守り協定などの要望を多くなってきた。継続課題としては献血運動などを展開してきた。
- ・「健康サポート薬局」の状況についてはゼロのところもあり、難しいこともあるが、薬剤師会窓口でなく、当協会が窓口にもなってきた。
- ・JAPANDラッグストアショーのご案内をしたところ、10の自治体でぜひ見に行きたいとの連絡があったと聞いている。

【常任理事からの意見】

- ・西日本ブロックでは献血を賛助会員のメーカーに対しJACDSが繋いであげることにより、やりやすくなったと聞いている。
- ・明日から九州ブロックであるが福岡の薬務課訪問でも大変好感触であった。
- ・東日本ブロック訪問の時、健康推進課という部署があると聞いた。われわれとマッチングする。防災の部署はまた別である。今度はそちらの部署にも訪問したらいいのではないか。
- ・ドラッグストアショーを知らない薬務課が多かった。

6. 「次世代ドラッグストアビジョン」(案)の検討と決定について

・宗像事務総長より、冒頭、今までの確認の経緯と「次世代ドラッグストアビジョン」(案)について説明がされた。

【常任理事から意見】

- ・関西支部で集まる説明会があるので、資料(パワーポイント)を準備してほしい。40名ぐらい参加。
- 間に合うように準備する。他の地域でもご要望があれば準備をする。

【結論】

・検討の結果、満場一致でこの内容で決定をした。

7. 第17回ジャパンドラッグストアショー開催の審議事項について

関口実行委員長より報告と審議事項の検討依頼があった。

・出展社数、出展小間数ともに順調である。

・西日本ブロック、中部ブロック、東日本ブロックで参加し、ドラッグストアショーの説明をしている。明日の九州ブロックも同様に参加し、説明をする。

・2月20日には虎の門金刀比羅神社で青木会長、宗像事務総長と成功祈願を行なった。

・実行委員長として、協会活動の内容やその重要性についてあらためて、知ることができて良かった。また、企業訪問をすることにより、新たに出展いただいた企業の中には賛助会員のもご入会いただいている企業もあるので、こういった活動が協会組織のためになってよかったと思っている。

・第17回JAPANDラッグストアショー「記者会見」の出席者についての審議をお願いし、決定した。

8. 第12回セルフメディケーションアワード、第5回健康(セルメ)川柳について

宗像事務総長より、代理でドラッグストアショーでの申込状況、ドラッグストアショーでの発表等について、報告が行なわれた。

9. 業界標準化推進委員会

江黒副会長兼業界標準化推進委員長から報告があった。

- ・流通BMSの普及推進状況とそれに関連したNTTINSネット停止の状況の報告。
- ・調剤のEDIIについての状況報告があった。

【常任理事からの意見】

- ・流通BMSで医療用医薬品が対応出来るかどうか確認する必要がある。
- ・コードをどうするか、業務手順をどうするかなどの課題がある。
- ・課題は技術的にはクリア可能であるだろうが、中心となる国の組織がもう少しリーダーシップを取るべきではないか。

10. 社会貢献委員会報告

富山委員長から排出ガスの件で報告を行なった

・CO2排出ガスの自主行動計画について、新たな目標値を設定することについての説明を行なった。

【常任理事からの意見】

- ・役所から出ている目標値はわかりにくい。個店ごとの電気代の削減額など、具体的に示してほしい。
- 今回協議では役所に提出する目標の基準値の確認をしている。

【結論】

・補足を加えて、富山委員長に再度確認をしていただき、基準値を決める。

11. 防犯・有事委員会報告

石田委員長より報告

・防災協定について、各支部に自治体との防災協定を積極的に締結するように徹底をしていく。また、どういう協定内容を結んでいるのか把握するため、アンケートを取らせていただき、その結果を会員企業にご報告する。

【常任理事会からの意見】

- ・JACDS本部から個店への対応方法等は決まっているのか
- 組織委員会のほうで協議を行っている。どういう商品を出すなど、どこに人を送ったらいいのか、コスト負担をどうするかなどを決めておく。
- ・要請があったところしか送らないのか。
- 要請があったところが優先、商品代を支払っていただける。
- 支払いをもらうためには事前に協定を結んでいただくことが大事。

12. 報告・依頼事項

- ・新年賀詞交歓会の出席報告があった
- ・組織委員会第32回ブロック総会速報があった

13. 今後のスケジュールについて

3月～6月のスケジュールについて確認を行なった。

平成28年度 第9回 常任理事会 議事録

日時:平成29年3月16日(木)17:30～19:00

場所:ホテルニューオータニ幕張 2階「ステラ」

欠席者:富山委員長、久松常任理事

議事:

1. 第17回JAPANドラッグストアショーについて

関口実行委員長よりショーについての報告があった。

・開催概要(プレビュー開催、規模や目玉企画、スケジュールなど)の説明

・同時開催イベントについて

業界標準化推進委員会、勤務薬剤師会、コンプライアンス委員会、セルフメディケーションアワード委員会、調剤事業推進委員会、社会貢献委員会の内容説明が、各委員長からあった。

・本日以降の主なスケジュールについて

宗像事務総長から留意点などについての説明があった。

2. 薬局の二重申請解消について

3月13日にヒアリングが行われた件について、出席した宗像事務総長から報告があった。6団体のヒアリングの中には反対意見を述べる団体もあったが、ヒアリング後、厚労省より解消に向けた打合せがすぐにあり、今年度を目途に方向性が示される予定。

3. 偽造薬ハーボニーの対応について

2月23日の厚労省における業界3団体の話し合いの内容の報告があった。

業界紙の記事の内容に事実と違う部分があるとの指摘が青木会長からあった。

「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」が3月29日にあり、JACDSも委員の招聘を受けて、出席することが報告された。

4. 「次世代ドラッグストアビジョン」について

2月23日の常任理事会で承認され、その後のトップ会で説明された内容の再確認がされた。その内容がテーマブースで公表されていることは、常任理事会前のプレビュー開催視察で各常任理事が確認した。

5. 組織委員会 ブロック総会報告

第32回ブロック総会の開催報告が皆川副会長兼組織委員長からあった。また、第8回支部長会の開催報告も同時にされ、地方行政がドラッグストアに大いに期待している様子も伝えられた。

6. 報告事項

・UAゼンセンの要求書について

所定労働時間の短縮に関する要求内容が報告された。各社で鋭意、対応する。特に協会で活動することは話し合われなかった。

・平成28年度報告書&平成29年度事業計画書について

4月中を目途に作成するため各委員会事務局と打ち合わせしてほしい旨が相談された

7. 今後のスケジュール

8月4日に第4回常任理事会を開催することが決まった。

平成28年度 第6回 調剤事業推進委員会 議事録

日時:平成29年3月24日(金) 10時00分から12時00分

場所:JACDS 東京事務所

出席者:委員長 榊原 栄一(株)スギ薬局 代表取締役会長)

委員 大竹 富治(株)マツモトキヨシホールディングス
グループ出店企画部調剤担当部長)

委員 福田 美幸(株)トモズ 薬剤部長)

委員 宮田 武志(株)スギ薬局 顧問(広報・IR 担当))

委員 本橋 勝(ウエルシア薬局(株)執行役員 調剤在宅本部署
薬剤師・登録販売者教育部 部長)

事務局 中澤 一隆(日本チェーンドラッグストア協会 専務理事)

事務局 鈴木佳志子(日本チェーンドラッグストア協会)

欠席者:なし

その他:

第17回 JAPAN DgS ショー こどもやくざいし体験コーナー協力会社

(株)龍生堂本店 執行役員 調剤事業部部長 佐藤 亮一

(株)千葉薬品 ファーマシー営業部 エリア長 市橋 民子

内容:

議題1 こどもやくざいし体験コーナーの報告・反省

こどもやくざいし体験コーナー実行委員長の宮田委員から、薬局店長作成の報告書説明(ツイッターに写真をアップした具体例にも言及)、続いて事務局鈴木よりPRボードの写真報告。その後、意見交換。昨年より多い約600組の参加を得、親子とも満足し、派遣薬剤師にも充実感があったので、イベントとして成功裏に終わったという点で一致。来年度も継続してはどうかとの意見も出された(今後検討)。

議題2 調剤報酬改定に関するアンケートについて

昨年7月に行った、調剤報酬改定に関するアンケートに続き、1年経過後の動向および改定要望に関し、改めてアンケート調査を実施することとした。内容としては、

①調剤報酬の動向、②改定要望、とする。

早急に取りまとめの上、次回委員会において審議することを決定。その上で、次回は厚生労働省との意見交換会とすることとなった。意見交換会については、会員にも参加を呼び掛けることとした。

○平成29年度 第1回委員会日程

平成29年4月27日(木)、9時30分から日本ヘルスケア協会会議室にて開催。

○平成29年度 第2回委員会日程

平成29年5月25日(木)、10時00分からJACDS 虎ノ門事務所にて開催。

平成28年度第5回 法制委員会 議事録

日時:平成29年3月28日(火)11:00～14:00

場所:日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者:

委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長

委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役

委員 梶原 秀樹 (株)プレひまわり 代表取締役

委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役社長

委員 徳廣 英之 (株)トモズ 代表取締役社長

委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
調剤推進部長

委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部

薬事行政担当サポートリーダー

事務局 中澤 一隆 JACDS専務理事

欠席者:

委員 関口 一徳 (株)カワチ薬品

ヘルスケア推進部ヘルスケアソリューション室

兼ドラッグインフォメーション室 室長

オブザーバー 宗像 守 JACDS事務総長

議事

1. 健康サポート薬局アンケート調査の結果について

事務局からの調査結果説明の後、意見交換。

集計結果や任意記載からは健康サポート薬局が普及しない事情

がよくわかる、中でも24時間対応と5年の実務経験・常駐の要件がネックということで合意。その他、制度が地域住民にほとんど知られていないことや自治体による要件認定の差異の存在など多数の問題点が挙げられた。

2. 厚生労働省との意見交換について

調査結果を次々回(7月25日)の厚生労働省との意見交換時に披露するとともに、当日の委員会では具体例で補足をし、要件の緩和を求めて行くことを決定。併せて、①医薬品のリスク別陳列規制の緩和と②二重申請に関する国の規制の見直し(国方針のフォローアップ)も取り上げることとなった。

次回(5月30日)委員会では、国との意見交換を念頭に健康サポート薬局および、上記①につき議論を深めるとともに、あらためて②について議論することになった(事務局と田中委員とで資料を用意)。また、意見交換時の各委員の分担・役割についても相談することとなった。なお、委員長から、健康サポート薬局の要件である「在宅」について議論を深めたいとの要請があった。

7月25日当日の段取りについては、11時30分に集合、昼食の後、13時から厚労省との意見交換とすることを決定。

平成29年度 第1回 防犯・有事委員会 議事録

日時:平成29年4月5日(水) 16:00~17:45

場所:JACDS東京事務所

出席者:

- 委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)
- 委員 篠田 一(ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)
- 委員 岡田 茂生(ウエルシア薬局(株) 人事総務本部 保安担当部長)

事務局 植栗、山田

欠席者

委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)

内容:石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1. 平成28年度事業活動報告、平成29年度事業計画について

- ・事務局より平成28年度の事業計画および活動報告について説明を実施。
- ・内容の追加、補足等がある場合は改めて連絡をいただく。

2. 地方行政との災害時の物資支援協定の締結について

- ・常任理事会での検討結果を踏まえ、これまでに検討してきたアンケートを早急に実施することとなった。
- ・アンケートの回収結果を踏まえ、協定締結がされていない地域への対応、有事対応に知見のある委員の追加等について検討を行なう事とする。
- ・具体的な協定締結の促進は組織委員会(支部長会)と連携して進めていく。

3. 大量窃盗情報共有システムの拡大、活用について

- ・事務局より全国対応版のシステム案、参加企業の現状、トップ会で意見が出された、北海道、大阪の支部からの情報共有の要望について説明を行なった。
- ・委員による検討の結果、次の意見が出された。
- ・全国に範囲を広げるにあたっては、各企業の担当者に直接説明を行い、情報共有を行なう意見交換会の開催が重要ではないか。
- ・今後の対応について常任理事会に諮る内容の案を事務局が作成し、委員長に確認を依頼する。
- ・情報のとりまとめに時間がかかっている企業において、困っている点や対応策なども実際に集まって話が出来れば、改善の役に立つのではないか。
- ・発生から3~4週間後に情報が共有される対応では現実問題として遅すぎる。

・最近の傾向として、大量窃盗を何度も繰り返す窃盗団から、入れ代わり立ち代わりで別の犯行グループによる窃盗が発生する状態になっている。

・会員企業におけるロスや窃盗に対する意識レベルの差、対応できるスタッフのマンパワーの差がある事を踏まえた対応が必要ではないか。

4. 平成29年度 第14回「万引き防止キャンペーン」について

- ・情報共有によって大量窃盗が多く発生する時期が分かっている。従来の6月中旬~9月末よりも多く発生する時期にキャンペーンを実施した方が効果的ではないかと提案を行った。
- ・委員による検討の結果、次の意見が出された。
- ・開催時期を変更し、9月にポスターを送付、10~12月の三か月間をキャンペーン期間とする。
- ・タイトルは「万引き防止キャンペーン」のままとするが、大量窃盗防止の意識付けを強くすることを意識する。
- ・これまで通りポスターには日付を入力せず、通年利用を可能とする。

5. クレジットカード不正使用被害防止について

- ・クレジット協会より、クレジットカード不正使用防止についてJACDS会員企業への注意喚起の依頼があり、事務局から委員へ説明が行われた。
- ・2015年から2016年で被害額が6倍になっており、今後大きな問題になることは充分予想される。
- ・ドラッグストア企業が直接損害を被るわけではないが、不正使用犯行グループから狙われないようにするため、会員企業への啓発は重要である。ポスターと対応方法の作成を早急に依頼し、会員企業への周知を進めることとする。
- ・不正使用カードは、表示とデータで内容が異なるため、次の2つの方法で不正の確認が可能である。
 - 1)カード有効期限が過ぎている
 - 2)カード利用票の番号とカード刻印の番号で下4ケタの番号が不一致
- ・決済処理を行なう前にレジの画面などでカード番号が確認できる場合は、読み取り番号と刻印番号の照合を行い、不正を防ぐことが重要である。

6. 報告事項

- 以下の項目に関して事務局より報告を行なった。
 - 1)「万引対策強化国際会議2017」開催報告。
 - 2)千葉県安全安心まちづくり推進協議会 万引防止対策部会による万引防止対策に関する「ポスター」等を活用した啓発について。
 - 3)千葉県における食品への毒物混入等に係るメールについて。

7. その他

- 1)今期の活動に関する提案、意見交換
- ・防犯対策に関して、コストをかけずに行なう実証実験の提案など、新しく出来ることがないか検討が行われた。今後、どのような事が出来るか引き続き検討を行なっていく。
- 2)万防機構から連絡があった4月17日(月)に開催される「緊急万引対策委員会」への出席は、岡田委員と事務局山田で対応することとなった。
- 次回開催
 - ・日時:平成29年6月8日(木)16:00~18:00
 - ・場所:JACDS東京事務所

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

1. 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 29 年度 登録販売者試験情報(平成 29 年 5 月 17 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2016 年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2016 年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。希望者には、2015 年実施過去問題集を販売いたします。2015 年実施過去問題集と 2016 年実施過去問題集は、問題出題範囲の内容は変わっておらず、2017 年の登録販売者試験に活用できる内容です。

URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2017.xls

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2. 万引き防止キャンペーン 開催期間変更のお知らせ

これまで、6月中旬から9月にかけて行っていた万引き防止キャンペーンですが、大量窃盗犯が増加する秋から年末にかけて10～12月に開催することといたしました。

キャンペーン概要の説明、ポスター必要枚数の確認等は改めてご案内いたします。

3. 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。

【資料:後頁 6 ページ分あり】

4. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

5. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

6. 「アドバイザー養成講座」受講生を募集中

ヘルスケアアドバイザー、ビューティケアアドバイザーの6月生、漢方アドバイザーの8月生の募集を開始します。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料：後頁3ページ分あり】

7. ダブルライセンス認定制度を実施

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料：後頁2ページ分あり】

8. (一財)日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。

【資料：後頁5ページ分あり】

9. 「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。

【資料：後頁3ページ分あり】

10. 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぷちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料：後頁1ページ分あり】

11. ドラッグストア業界研究レポート報告会、政治連盟 特別講演 開催決定

6月5日(月)ホテルグランドパレス(東京)で開催します。

【資料 後頁2ページ分あり】

平成29年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成29年5月17日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	公示日
北海道				6月頃
青森県	8月下旬			
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
栃木県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
群馬県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
埼玉県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥15,000	
千葉県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥14,000	
東京都	9月10日(日)	10月10日(火)	¥13,600	
神奈川県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥14,200	
新潟県	9月上旬			5月中旬
富山県				
石川県				
福井県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
山梨県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥14,000	
長野県	9月7日(木)	10月13日(金)	¥15,300	
岐阜県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
静岡県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
愛知県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
三重県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
滋賀県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥14,000	
京都府	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
大阪府	9月7日(木)	10月20日(金)	¥13,000	
兵庫県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
奈良県	8月29日(火)	10月13日(金)	¥13,000	
和歌山県	8月20日(日)	10月6日(金)		
鳥取県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,000	
島根県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,000	
岡山県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,120	
広島県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥15,000	
山口県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,070	
徳島県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
香川県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
愛媛県	10月24日(火)		¥15,000	
高知県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
福岡県	12月17日(日)			8月中旬
佐賀県	12月17日(日)			7月6日(木)
長崎県	12月17日(日)			7月上旬
熊本県	12月17日(日)			7月中
大分県	12月17日(日)			6月中旬以降
宮崎県	12月17日(日)			7月下旬
鹿児島県				
沖縄県	12月17日(日)			7月上旬

※詳細は各都道府県に確認願います。

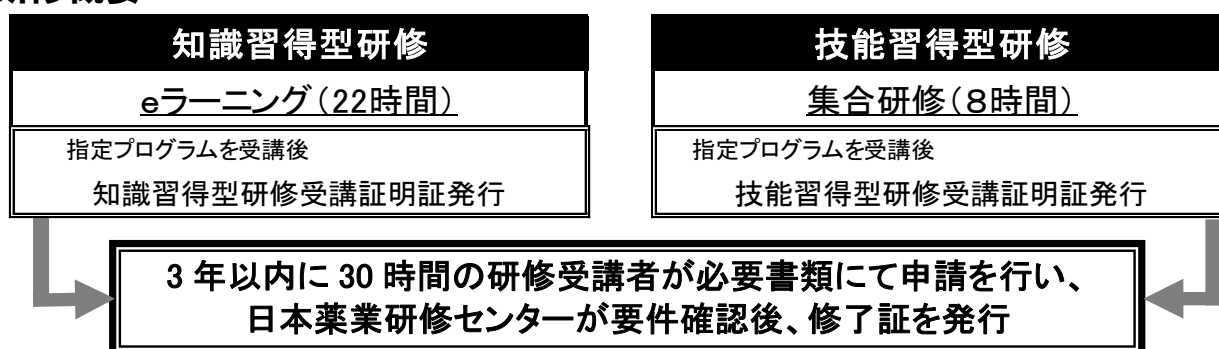
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修を実施しております。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

なお、日本薬業研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、厚生労働省の指定確認機関(公益社団法人日本薬学会薬学教育委員会第三者確認委員会:委員長 赤池昭紀)による確認の結果、適合とされました。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。
ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		JACDS会員価格(協力団体会員価格)※ (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施する企業・団体に所属している場合でも、他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500 円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔2017年7月～10月開催 技能習得型研修開催予定日程・地区〕

今後、この日程以外に開催希望者が多く集まった地区について、開催します。

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2017年7月2日(日)	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分予定 I 研修:9時～10時 「健康サポート薬局の基本理念」 III 研修:10時10分～13時10分 「地域包括ケアシステムにおける 多職種連携と薬剤師の対応」 II 研修:13:40分～17時40分 「薬局利用者の状況把握と 対応」
2	2017年7月30日(日)	宮城県仙台市	戦災復興記念館	
3	2017年9月3日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	
4	2017年9月10日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	
5	2017年9月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	
6	2017年10月15日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

※〔開催予定〕上記日程の他に、東京地区、神奈川地区での開催を調整中です。

※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせる場合があります。

※Ⅲ研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込
・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。
 研修の開催状況は、研修センターのホームページ
<http://www.yakken-ctr.jp/kensup> でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。
 企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します (案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
 ※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行ってください。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメプラザ)でeラーニングの受講を行います。
 手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●2017年7月～10月 技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、blankでも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は、技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

7月～10月開催「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2017年7月2日(日)	東京都渋谷区	協励会館	名	名	名	名	
2	2017年7月30日(日)	宮城県仙台市	戦災復興記念館	名	名	名	名	
3	2017年9月3日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	名	名	名	名	
4	2017年9月10日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	名	名	名	名	
5	2017年9月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	名	名	名	名	
6	2017年10月15日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	名	名	名	名	

研修時間は、9時～17時40分を予定しております。

III研修につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。
同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。
※III研修では勤務先所在地ごとにグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。
店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

健康サポート薬局研修 申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講が選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) III研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修I・II・IIIと知識習得型研修の受講が必要です。

		技能習得型研修							知識習得型研修			
		実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
		A研修	B研修	I	II	III		I 研修	II 研修	III 研修		
〔記入例〕	企業		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
			○			○	静岡県			3~5		
		個人	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。

※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

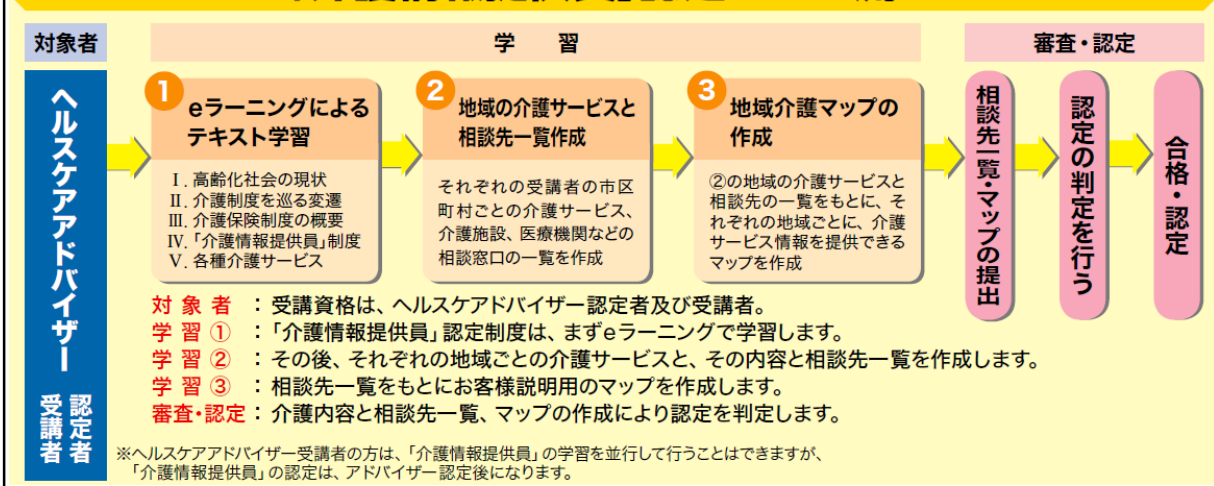
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



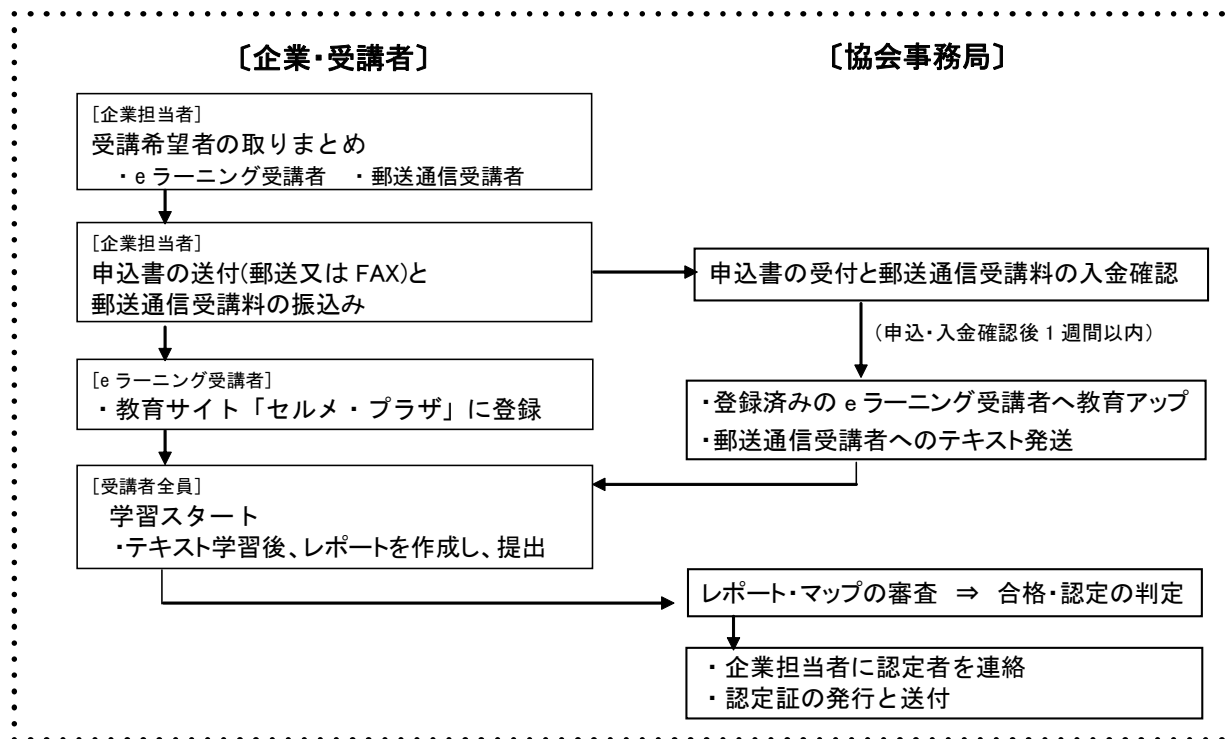
■ 学習の狙い

- ① 高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ② 介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③ 地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④ 地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤ 顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

カリキュラム

1) 通信研修

□ 症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。			
○ 基礎講座		20	咳②	40	爪から見える病気②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	すり傷・切り傷・やけど①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(後半)
2	疲労・虚弱	22	禁煙②	42	すり傷・切り傷・やけど②	19	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○ 応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般用検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	眠気防止薬・睡眠改善薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	眠気防止薬・睡眠改善薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②	9	目薬(前半)	29	痔疾薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	目薬(後半)	30	痔疾薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳①	39	爪から見える病気①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第33期
(2017年6月生)
募集中

募集締切日 2017年5月31日

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

地域生活者の健康を守る相談役として活躍できます

ヘルスケアアドバイザー
養成講座

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	12ヶ月
教材内容	テキスト：6分冊 DVD：1枚 添削問題：12回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 62,640円(税込)
募集締切	2017年5月31日

主なカリキュラム
ヘルスケアに関する基礎知識編
・体の構造と働き ・医薬品
・栄養、食生活、運動
・病態生理 ・関係法規、制度
・自己責任とセルフメディケーション
ヘルスケアに関する実践知識編
・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
・体の症状とヘルスケア
・ことごとヘルスケア
・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
・介護 ・応急処置
ドラッグストアの応対に関する知識・技術編
・応対に関する知識
・ドラッグストアに関する基礎知識
DVD
・応対基本技術編

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会
ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&B C人材育成センター)

第22期生
(2017年6月生)
募集中

募集締切日 2017年5月31日

21世紀の時代が求める新しい認定制度

— 美と健康、セルフメディケーションの両輪 —

美容に関する悩みや要望への確かなアドバイスができます

ビューティケアアドバイザー

養成講座

ビューティケアアドバイザーの目的

今、新たな視点で、ビューティケアを担う人材が求められています。美容に関する要望や個別の悩みを解決し、より健康でより美しく快適な生活を提案するのが、ビューティケアアドバイザーです。

生活全般との関わりを含めた幅広い知識や美容技術を持った人材を育成し、豊かでより快適な生活創りに貢献することを目的としています。

ビューティケアアドバイザーは何ができるか

美と健康はセルフメディケーションの両輪です。化粧品やメイク、肌の悩みなどをはじめ、食事・栄養・運動など、生活全般に関わる側面からも美容に関するアドバイスができるようになります。また、薬、健康・美容食品などのヘルスケアとの関連を学び、ドラッグストアに求められる健康と美容の情報提供ができます。

ビューティケアアドバイザーの狙い

地域生活者がより美しく、若々しく、快適な暮らしを行っていくのに必要なアドバイスができます。

また、接客の基本や心構えを学び、対応能力と販売の実践力がアップすることを狙いとしています。

養成方法

通信教育、DVD学習
スクーリング
JACDS指定基礎美容講座

養成期間

8ヶ月

教材内容

テキスト：2分冊
DVD：1枚
添削問題：6回

認定方法

学科試験・応対実技試験

受講料

会員企業価格
51,840円(税込)

募集締切

2017年5月31日

美容講座の受講については、資生堂、カネボウ、コーセー、花王ソフィーナの4メーカーの商品を取り扱っていない店舗又は業種へお勤めの方は別途美容講座の費用がかかります。

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧ください。各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

主なカリキュラム

ビューティケアに関する知識・技術編

ビューティケアに関する基礎知識

- ・美容に関する基礎知識
- ・肌に関する基礎知識

・ビューティケアに必要な基礎知識

・ビューティケアに必要なその他専門知識

ビューティケアアドバイスに関する基礎知識・技術

・フェイスに関するビューティケア

・フェイス以外に関するビューティケア

ビューティケアに関する応対・売場知識編

・応対に関する知識・技術

・ドラッグストアの売場に関する知識

DVD

・メーキャップ技術Howto編

・応対基本技術編

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

第25期生
(2017年8月生)
募集中

募集締切日 2017年7月20日

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方アドバイザー養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとしています。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	10ヶ月
教材内容	テキスト：5分冊＋別冊1冊 DVD：1巻 添削問題：10回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 101,800円(税込)
募集締切	2017年7月20日

主なカリキュラム
漢方に関する基礎知識編
・ 中医薬学小史
・ 中医薬学基礎知識
・ 中医診断学概要
・ 中薬の基本知識(上)
漢方に関する実践知識編
・ 中薬の基本知識(下)
・ 常用中薬
・ 常用の方剤(上)
・ 常用の方剤(下)
・ 食物の医療・保健作用
・ 病気と中医弁証治療
(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)
DVD
・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : <http://www.jacds.gr.jp> (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : <http://www.hbc-ctr.gr.jp> (H&B C人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

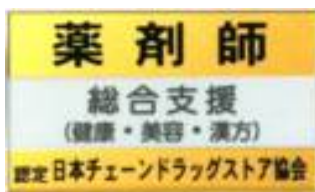
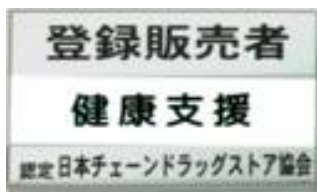
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

- 認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

- それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

- 薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

- 薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
総合支援（健康・漢方）薬剤師
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
総合支援（美容・育児）アドバイザー

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **大西 隆**
(豊橋技術科学大学 学長
日本学術会議 会長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキヨシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

1) わが国のヘルスケアを実践する

新しいロジックの研究と実現環境を整備します

新しい政策を実施する場合には、これまでの政策との整合性と新政策が効果的かつ合理的に実践されるため、新しい論理や枠組みを構築し、その環境整備を行うことが不可欠である。当協会では新しい政策を実践するためのロジックや環境を整備する。

2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的実践を実現します

ヘルスケア推進を効果的かつ効率的に実践する様々な業界のヘルスケア産業を育成する。ヘルスケア産業育成の制度化や生産から流通、生活者への普及推進に関する支援活動を行う。

3) 健康寿命延伸を実現し、

現行の医療制度を維持させます

ヘルスケア産業がわが国の健康寿命延伸を実現し、高騰する医療費を抑制し、世界にも冠たる医療制度を維持する。これまでの医療や介護に従事する者にとっても、良好な仕事環境を実現する。

4) 社会制度に関する不安を解消し、国民の幸福に寄与します

こうした当協会の活動は、単に産業界の発展に寄与するだけでなく、わが国の高齢者および若い世代の社会保障の維持と将来不安を解消し、安心して暮らせる持続的な国民の幸福に寄与することが真の目的である。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

1) 研究、協議活動

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。

2) 建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。

3) ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

4) 業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果的効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業と連携を図ってまいります。

5) 啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

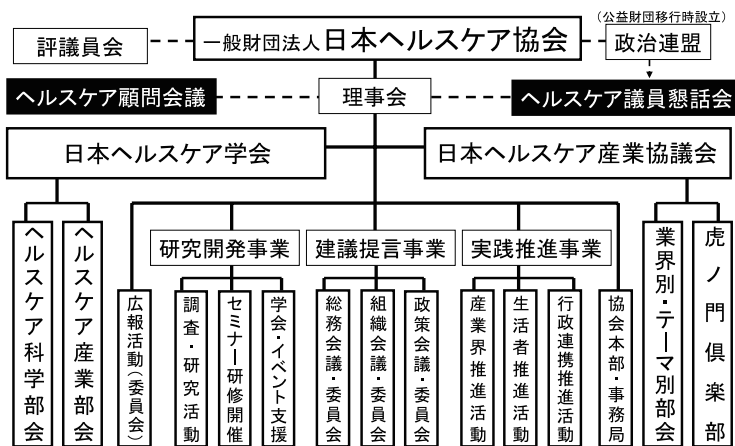
6) その他

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動に力を入れてまいります。

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要

※2016年度4月現在、当協会は公益財団への移行を予定



○日本ヘルスケア学会 会長(2人制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(東京薬科大学 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 基盤組織法人：一般財団法人 日本ヘルスケア協会

国民の健康寿命延伸とそれを支える産業の育成を図り、わが国の優れた医療制度を維持する諸活動を行う基盤組織が、一般財団法人 日本ヘルスケア協会です。

一般財団法人 日本ヘルスケア協会は、その組織を構成する「日本ヘルスケア産業協議会」および「日本ヘルスケア学会」の研究や検討の課題を受け、さらに「ヘルスケア顧問会議」「ヘルスケア議員懇話会」等からの支援を受け、実現のための政策提言・建議、業界・事業の連携、ヘルスケア推進に有益な制度、商品、サービス等の啓発・普及・推進活動を総合的に行う組織です。

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。また、ヘルスケア産業の社会的価値およびレベルの向上のため、業界が行う事業の評価や提言を行い、さらに、国や行政が行っているまたは行おうとしている政策や制度を研究し、その提言や問題提起を行います。

日本ヘルスケア学会は、産業や制度を研究する「ヘルスケア産業部会」と予防や医療、介護、専門家等について研究する「ヘルスケア科学部会」からなります。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、さらに各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。また、それぞれの業界や企業の事業については関係業界と連携し、さらに各業界の施策や企業の優れた商品、サービスを国民に広く啓発、普及、推進を図ります。

日本ヘルスケア産業協議会は、産業・業界別およびヘルスケア推進テーマ別に「部会」を設置し、各分野における問題や課題の解決を図るとともに各事業普及推進の活動を行います。また、ヘルスケアへの知識や経験を持つ方が集まる「虎ノ門倶楽部」を置き、これらの活動が実現するためのご協力をいただきます。

◎ ヘルスケア顧問会議

行政、学界、産業界、企業、有識者などの、トップクラスを経験し、政策的かつ実務的な見識と影響力を持つ方により組織された会議体です。日本ヘルスケア協会の活動が、社会的に有益でかつ継続的な事業活動になるように、ヘルスケア顧問会議からのヘルスケアの推進に関する様々な提案、意見、指導を受けて活動してまいります。

◎ ヘルスケア議員懇話会

ヘルスケア事業の推進には、規制緩和や事業推進環境の整備など様々な制度や施策が行われなければなりません。ヘルスケア議員懇話会において、こうした新しい制度や施策について検討し、その実現に向けたご意見をいただきます。現在、約20名の国会議員の先生により、ヘルスケア推進の活発な議論と実現のためのアドバイスをいただいております。

◎ 理事会、評議員会

理事会は、日本ヘルスケア協会の組織目的を達成するための、事業活動や運営に係る要件を決定する組織です。評議員会は、日本ヘルスケア協会の事業が、公益性の高い事業として健全に行われているかを評議する組織です。

※日本ヘルスケア学会および日本ヘルスケア産業協議会の部会、委員会、研究会において、独立した組織化や部会への昇格等を行う場合、その支援策を行います。

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 平成29年2月15日午後4時から平成30年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)	3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。				
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成29年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

2017 年前期 ドラッグストア業界研究レポート報告会

発表特別講演「ドラッグストア 10 兆円産業化の方針」

～これから 2025 年までに何をしなければならないか～

●主催: 日本チェーンドラッグストア協会

平成 29 年 6 月 5 日 (月) 15:00~17:00 ホテルグランドパレス 2 階ダイヤモンドルーム

新緑の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回のドラッグストア業界研究レポート報告会は、これまでと様相を一新し、今後、ドラッグストアが 10 兆円産業を達成すべき道標について重点的に報告します。

超高齢社会を迎え、国は公的保険制度の抜本的見直しを進めています。この流れの中で、ドラッグストアは国民の安心安全を高めるために、今、絶好の機会だといえます。

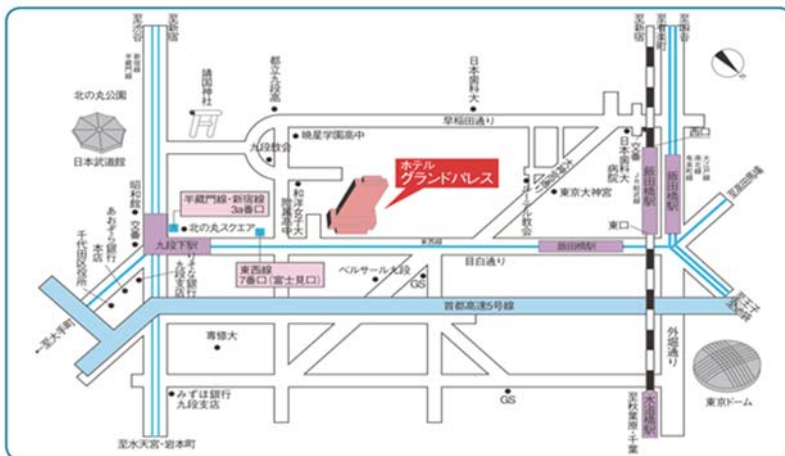
この機会を逃さないためにも、どうか多くの業界関係者の方々にお集まり頂き、地域のドラッグストアの再成長に向けた記念すべき報告会にして頂きますようお願い申し上げます。

平成 29 年 5 月吉日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 青木桂生

- 「街の健康ハブステーション構想」の狙い、地域住民に向けた機能、役割がわかります。
- 国が 2025 年に進める健康政策の大転換までに、ドラッグストアがすべきことがわかります。
- そのためには JACDS は社会、国に対して何を提言していくかがわかります。

- 日時: 平成 29 年 6 月 5 日 (月) 15:00~17:00
- 会場: ホテルグランドパレス ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋 1-1-1 TEL 03-3264-1111
- 会費: 15,000 円 (お 1 人様) ※同時開催される「政治連盟主催 特別講演」のチケットと同時購入された場合は報告会を 5,000 円値引きいたします。



ドラッグストア業界は今、再成長に向けて大きな転換期を迎えています。この大転換に対応し、JACDS では、ドラッグストア 10 兆円産業に向けた、「街の健康ハブステーション構想」を打ち立てました。

今回の報告会では、その内容を重点的に報告するとともに、国が健康政策を大転換する 2025 年までに、ドラッグストアが具体的に何をしなければならないか、そのために JACDS は社会や国に向けてどのような政策提言を行っていくかを詳細に説明します。この機会を逃さず、経営者の方々も参加していただき、ドラッグストアの進むべき方向を共有して下さい。

〔報告会の内容〕

■2017 年前期のドラッグストア業界レポート編

1. 業界の現状
2. ドラッグストアを取り巻く問題と経営課題
3. 数値でみるドラッグストアの状況
4. 日本チェーンドラッグストア協会活動報告
5. 健康政策改革の方向とドラッグストアへの影響

■街の健康ハブステーション編

1. ドラッグストア業界が取り組む「街の健康ハブステーション構想」
2. 「次世代ドラッグストアビジョン」策定について
3. ドラッグストアの機能を高める「コンシェルジュマスター制度」
4. サポートパートナーによる「街の健康ハブステーション」支援事業

- 地下鉄九段下駅
東西線 7 番口 (富士見口) より徒歩 1 分。
半蔵門線・都営新宿線 3a 番口より徒歩 3 分。
- JR・地下鉄飯田橋駅より徒歩 7 分
総武線・有楽町線・南北線・大江戸線。

- 申込み・お問合せ先 日本チェーンドラッグストア協会
神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階 (〒222-0033)
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569
- 締切 平成 29 年 5 月 29 日 (月)
- お振込先 三井住友銀行 新横浜支店 (普通) 1480713 又は、三菱東京 UFJ 銀行 新横浜支店 (普通) 0196944
口座名義: 日本チェーンドラッグストア協会 ※ご注意: 「政治連盟主催特別講演」とは振込先が異なります。

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催特別セミナー開催のご案内

(同時開催:ドラッグストア業界研究レポート報告会)

政治連盟主催 特別講演

●主催:日本チェーンドラッグストア協会政治連盟

「下半期の政治状況を占う」(仮題)

平成 29 年 6 月 5 日(月) 昼食(立食) 12:00~13:00
ホテルグランドパレス 講演 13:00~14:45

3 階 白樺、鶴の間
2 階 ダイヤモンドルーム

新緑の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、日本チェーンドラッグストア協会政治連盟の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年はトランプ大統領誕生や北朝鮮情勢が緊迫するなど、大きく日本の政治・経済に影響を及ぼしています。

まさに政治力が問われる状況となっています。

ドラッグストア業界では次世代ドラッグストアビジョンを掲げ、一般財団法人日本ヘルスケア協会と連携し、様々なプロジェクトに取り組みはじめています。今年はその内容を具現化し、ドラッグストアがさらなる発展をしていくための活動をしていきます。

今回の政治連盟主催特別公演では「下半期の政治状況を占う」(仮題)と題して、日本の政治評論家/時事通信社解説委員 田崎 史郎 先生にご講演いただきます。

下半期の政治状況により、今後の日本、ドラッグストア業界がどうなっていくのか、詳しく解説していただきます。

我々の業界がさらなる発展をしていくには、セルフメディケーションを推進するための新しい取り組み、法律の整備、さまざまな問題を解決していくための提言をしていく必要があります。そのためには政治力が必要となります。

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟では積極的なロビー活動を行ない、これらの課題の解決やドラッグストア業界成長に向けて邁進してまいります。皆様方には政治連盟の活動にご理解をいただき、是非とも特別講演へご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 5 月吉日

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 会長 松本南海雄

「下半期の政治状況を占う」(仮題)

日本の政治評論家/時事通信社解説委員

田崎 史郎 先生

●たぎき・しろう

◆昭和 25 年(1950 年) 6 月 22 日、福井県坂井郡三国町(現坂井市)生まれ。66 歳。

◆福井県立藤島高校を経て昭和 44 年(69 年) 4 月、中央大学法学部法律学科入学、同 48 年(1973 年) 3 月卒業。

◆昭和 48 年(73 年) 4 月、時事通信社入社。経済部、浦和支局を経て 54 年(79 年) 4 月から政治部。昭和 57 年(82 年) 4 月から平河(自民党担当)記者クラブで 2 年 9 カ月間、田中角栄元総理が率いる田中派を担当。

◆平成 5 年(93 年) 9 月から政治部次長。編集委員、整理部長、編集局次長を経て同 18 年(2006 年) 6 月から解説委員長。同 27 年(2015 年) 7 月から特別解説委員

◆自民党はじめ民主党、公明党、維新の会などを幅広く取材。政治取材は 37 年余。社会資本整備審議会公共用地分科会委員

◆TBS系「ひるおび!」「ニュースキャスター」、フジテレビ系「グッディ」「めざましテレビ」「とくダネ!」、日本(読売)テレビ系「ウェークアップぶらす」などに出演。フジテレビ・ドラマ「CHANGE」監修。「文藝春秋」「週刊現代」「週刊新潮」などに執筆

◆主な作品=『竹下派死闘の七十日』(文藝春秋「文春文庫」)、『梶山静六 死に顔に笑みをたたえて』(講談社)、『政治家失格 なぜ日本の政治はダメなのか』(文春新書)、近著に『安倍官邸の正体 国家権力の中枢を解明する』(2014 年 12 月、講談社現代新書)など。



- 日時:平成 29 年 6 月 5 日(月) 12:00~14:45
- 会場:ホテルグランドパレス 白樺、鶴の間/ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋 1-1-1 TEL 03-3264-1111
- 会費:15,000 円(お 1 人様) ※同時開催される「ドラッグストア業界研究レポート報告会」のチケットと同時購入された場合は報告会を 5,000 円値引きいたします。

※「ドラッグストア業界研究レポート報告会」と同一会場につき、会場案内図は裏面を参照ください。

(注) この催物は、政治資金規正法第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティーです。

- 申込み・お問合せ先 日本チェーンドラッグストア協会政治連盟
神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 9 階(〒222-0033)
TEL.045-474-0097 FAX.045-474-2569
- 締切 平成 29 年 5 月 29 日(月)
- お振込先 三井住友銀行 新横浜支店(普通)0298388 又は、三菱東京 UFJ 銀行 新横浜支店(普通)0196960
口座名義:日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 ※ご注意:「ドラッグストア研究レポート報告会」とは振込先が異なります。

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 健康サポート薬局に関するQ&Aについて(その2)—医薬・生活衛生局(4月21日)

健康サポート薬局に関するQ&A(その2)が発出されました。目を通していただくよう、願います。【資料:後頁5ページ分あり】

2. 「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書～かかりつけ薬剤師・薬局になるための具体的な取組集～」の公表について—医薬・生活衛生局(4月21日)

平成28年度予算事業である「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討事業の検討会報告書が公表されました。4つに分かれており、総数は192頁ありますので、興味のある分野に目を通していただくよう、願います。【資料:公表通知後ページ1ページのほか、別冊192ページ分あり】

3. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく新規許可等の申請時登録販売者における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について(周知依頼)—医薬・生活衛生局(4月21日)

未加入の企業様には、目を通していただきますよう、よろしく願います。【資料:後頁16ページ分あり】

4. 消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について(協力依頼)

—厚生労働省・国税庁・中小企業庁(4月28日)

国の広報・周知の媒体などが紹介されています。消費税の軽減税率制度に関して、周知のほど、よろしく願います。【資料:後頁4ページ分あり】

【経済産業省】

5. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(2月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の2月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【農林水産省】

6. 農産品の物流の改善・効率化に向けた取組の推進等について(通知)—農林水産省(4月21日)

物流業界における農産品取扱いに関して、安定的な物流を目指しての取組みへ特段の配慮をお願いいたします。関係する会員企業様には目を通していただくよう、願います。【資料:後頁4ページ分あり】

7. 食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて(通知)—農林水産省(4月21日)

食品ロス削減に向けた取組みのうち、「飲料及び賞味期間180日以上菓子」について、納品期限の緩和に向けた取組みの推進をお願いされています。内容の確認をお願いいたします。【資料:後頁5ページ分あり】

【内閣官房】**8. 就職・採用活動の日程等に関する要請について—内閣官房(5月16日)**

平成30年度大学等卒業・修了予定者(2019年度就職予定者)の就職・採用活動時期については、今年度に引き続き、広報活動開始は3月1日以降、採用選考活動開始は6月1日以降とすることになりました。この他、遵守をお願いしたい項目が記載されています。内容の確認をお願いします。【資料:後頁14ページ分あり】

【日本冷凍食品協会】**9. 冷凍食品の温度管理について— 一般社団法人日本冷凍食品協会(4月)**

夏場の冷凍食品の管理について、 -18°C 以下、ロードライン以下、外の放置厳禁が上げられています。管理の徹底をよろしくをお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 21 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その2）

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）薬務
主管課あて、別添写しのとおり連絡しましたので、その内容について御了知の
上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

(別添)



事 務 連 絡

平成 29 年 4 月 21 日

各

{	都 道 府 県	}	衛生主管部（局）薬務主管課 御中
	保健所設置市		
	特 別 区		

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その2）

健康サポート薬局に関しては、その薬局の所在地の都道府県知事等に対する届出が平成28年10月より開始されたところです。

今般、「健康サポート薬局に関するQ&A（その2）」を別添のとおりとりまとめましたので、届出の受理や相談対応の際に業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

【かかりつけ薬局としての基本的機能について】

(問1) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「施行通知」という。)の第3 2 (1) について、調剤報酬における「かかりつけ薬剤師指導料」又は「かかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準を満たした場合であっても、健康サポート薬局における「かかりつけ薬局としての基本的機能」を満たしたわけではないと理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

健康サポート薬局における「かかりつけ薬局としての基本的機能」と調剤報酬における「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準は、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる本質的な機能に違いがあるものではないが、それぞれの制度における要件を満たす必要がある。

(問2) 施行通知の第3 2 (1) ⑥について、「開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応すること」が求められているが、近隣の薬局との連携体制を構築することなどによっても当該要件を満たすことは可能と理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

当該薬局で対応できない時間帯がある場合に、連携体制を構築した近隣の薬局において、適切に情報共有している薬剤師が対応することなどは差し支えない。

(問3) 施行通知の第3 2 (1) ⑦について、組織再編等で薬局の許可を取り直す場合(許可の番号が変わる場合)、その薬局に勤務する薬剤師等の実態が全く変わらなかったとしても、直近1年間の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績は新規許可取得後の実績から判断することになるのか。

(答) 変更内容が法人の組織再編等による薬局開設者の変更のみであり、薬局の所在地、薬局に勤務する薬剤師等の実態、健康サポート薬局として

の機能が全く変わらないなど、変更前後で薬局の業務の体制が引き継がれている場合は、健康サポートの取組について変更前の実績も変更後の薬局の実績に含めることで差し支えない。

【地域における連携体制の構築について】

(問4) 施行通知の第3 2 (2) ⑤について、「地域の薬剤師会と密接な連携」を取ることが求められているが、これは地域の薬剤師会への加入を求めているのか。

(答) 当該基準については、薬と健康の週間の活動の一環としてパンフレットを配布する、又は地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施若しくは協力する健康の保持増進の地域住民向けイベント等を開催するなどの取組の実施を求めているものであり、地域の薬剤師会への加入を求めているものではない。

逆に、地域の薬剤師会に加入していることのみをもって当該基準を満たすものではない。

(問5) 施行通知の第3 2 (2) ⑤について、「健康保持増進その他の各種事業等へ積極的に参加すること」が求められているが、例えば、各種講演の聴講等はこれに含まれるのか。

(答) 当該基準については、「積極的」な参加を求めているものであり、単に聴講したり、健康の保持増進に係る啓発イベントに参加するだけでなく、講演を実施したり、イベントを企画・提供することを想定している。

【常駐する薬剤師の資質について】

(問6) 施行通知の第3 2 (3) ①について、「研修修了薬剤師が常駐していること」とあるが、薬局に勤務している薬剤師が1人しかおらず、研修修了薬剤師である場合、当該薬局の開局時間内は常時薬剤師が薬局内で勤務していることから、健康サポート薬局に係るその他の基準も満たしている場合には、健康サポート薬局の届出が可能と理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

(問7) 施行通知の第3 2 (3) ①について、健康サポート薬局に常駐が求められている研修修了薬剤師が修了すべき研修と薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修は異なる研修であると理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

【開店時間について】

(問8) 施行通知の第3 2 (7) について、健康サポート薬局は、「地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局すること」等が求められている。薬局に1人しかいない研修修了薬剤師が学校薬剤師の用務のために月に1回ほど平日昼に薬局を不在にすることがあり、施行通知の第3 2 (3) ①「研修修了薬剤師が常駐していること」という基準を満たすために、その時間は一時的に薬局を閉局することとしたいが、この場合、開店時間の基準を満たさないことになるのか。

(答) 通常予定している開店時間が基準を満たしているのであれば、学校薬剤師の用務のために一時的に薬局を閉局することをもって、直ちに「平日の営業日には連続して開局すること」等の要件を満たさないと判断するものではない。

【健康サポートの取組について】

(問9) 施行通知の第3 2 (8) ②について、積極的な健康サポートの取組を「月1回程度実施していることが望ましい」とされており、届出添付書類として、その取組実績が確認出来る資料の添付が求められているが、具体的には、過去1年間の取組実績等の添付が必要になるのか。

(答) 過去の取組実績の添付は必要であるが、1年間の実績等をすべて求めるものではなく、例えば、届出時点までに過去数回の取組実績があり、届出以降、継続して月1回程度取組を実施する計画を確認できる資料の添付があれば差し支えない。

事 務 連 絡
平成29年4月21日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書
～かかりつけ薬剤師・薬局になるための具体的な取組集～」の公表について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の医療の高度化や高齢化社会の到来、医薬分業の進展等により、薬局及び薬剤師を取り巻く環境は大きく変化していることから、厚生労働省においては、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表し、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を示しました。

これを受け、今般、平成28年度予算事業（患者のための薬局ビジョン実現のためのアクションプラン検討事業）の薬剤師・薬局関係の有識者からなる検討会において、全ての薬局が自ら主体的にかかりつけ機能を発揮するべく取り組んでいくため、「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書～かかりつけ薬剤師・薬局になるための具体的な取組集～」がとりまとめられましたのでお知らせいたします。

本報告書は、全ての薬局、関係団体、行政等が「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けた具体的取組が実施できるよう、薬剤師・薬局が抱える現状の課題とその解決のための方策、参考となる事項（地域包括ケアにおける薬剤師の参画等に関する事例等）をまとめたものです。

については、各薬剤師・薬局がかかりつけとしての機能を発揮し、地域包括ケアシステムの一翼を担う一員となるための取組を推進するため、本報告書の内容を御活用いただくとともに、貴会傘下関係者に広く周知いただきますようお願いいたします。

平成29年4月21日

日本一般用医薬品連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく新規許可等の申請時等における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（周知依頼）

標記については、医薬・生活衛生局総務課長宛て「各業の事業者団体に対する社会保険制度及び労働保険制度の周知について（協力依頼）」（年管管発0420第2号・基徴収発0420第2号年金局事業管理課長・労働基準局労働保険徴収課長通知。）（別添1）により、社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の未適用事業所の加入促進を図るため協力依頼があったところです。

については、貴団体等におかれましても、会員の事業主等に対するリーフレット（別添2）の配布等へのご協力をお願い致します。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく新規許可申請時等（別添3）における社会保険及び労働保険の適用状況の確認につきましては、別添4及び5のとおり、各都道府県等及び各地方厚生（支）局において、社会保険等の適用状況が確認できなかった場合に厚生労働省に事業所情報を提供する取組を、本年7月1日から実施するよう、各都道府県・政令市・特別区薬務主管部（局）長及び各地方厚生（支）局医事課あて依頼しておりますので、ご承知いただきますよう、併せてお願いいたします。

年管管発 0420 第2号
基徴収発 0420 第2号
平成 29 年 4 月 20 日

医 政 局 総 務 課 長
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 総 務 課 長 殿
保 険 局 医 療 課 長

年 金 局 事 業 管 理 課 長
〔 公 印 省 略 〕
労 働 基 準 局 労 働 保 険 徴 収 課 長
〔 公 印 省 略 〕

各業の事業者団体に対する社会保険制度及び労働保険制度の周知について
(協力依頼)

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）については、法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、また、労働保険（労災保険及び雇用保険）については、労働者を使用する全ての事業主に加入義務を課している。

しかしながら、各制度への理解不足から社会保険及び労働保険に加入していない事業所や、加入すべき事業所であることを知りながらも加入手続を行わない事業所も見受けられる。

社会保険制度及び労働保険制度の健全な運営や労働者の福祉の向上等の観点等から加入指導に取り組んでいるところであるが、未適用事業所の解消を図り、強制保険としての役割を維持していくためには、幅広く制度周知を図り、制度に対する理解、協力を得ることが不可欠であり、各業の所管課及び事業者団体にも、制度の周知にかかる協力をお願いしたいと考えている。

については、これから起業する事業主等に対し、社会保険及び労働保険に加入する必要性について周知するため、各課所管業の事業者団体に対し、事業所へのリーフレット（別添）の配付の検討などを依頼していただきたい。

なお、この度、事業の新規許可（届出、指定、登録等を含む）時に、許可行政庁において、社会保険及び労働保険の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合は、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を本年7月1日から実施するよう、厚生労働省から許可行政庁に依頼していることについても、事業者団体に周知願いたい。

社会保険（厚生年金・健康保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が**法律で義務づけられています。**（強制適用事業所）

すべての法人事業所
（被保険者1人以上）

個人事業所
（常時従業員を5人以上雇用している）

※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
 ※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となります。（サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。）
 ※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

○厚生年金保険・健康保険は、**会社（事業所）単位で適用となります。**
 ○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① 正社員、法人の代表者、役員の場合
- ② (a)週の所定労働時間が20時間以上、(b)勤務期間が1年以上見込まれること、(c)月額賃金が8.8万円以上、(d)学生以外、(e)従業員501人以上の企業に勤務、以上の5つの要件を全て満たす方の場合

被保険者の要件を満たしています。
直ぐに年金事務所に相談しましょう。

- ③ パートタイマー・アルバイト等であって、週30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方の場合
 （例：正社員が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方）

被保険者の要件を満たす場合があります。

○適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

社会保険に加入するメリットは？

① 保険料の半分は会社が負担します

- 厚生年金保険や健康保険の保険料は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。
被扶養者の方の保険料負担はありません。

② 老齢年金の給付額が増えます

- 厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給付があるため、給付額が増えます。

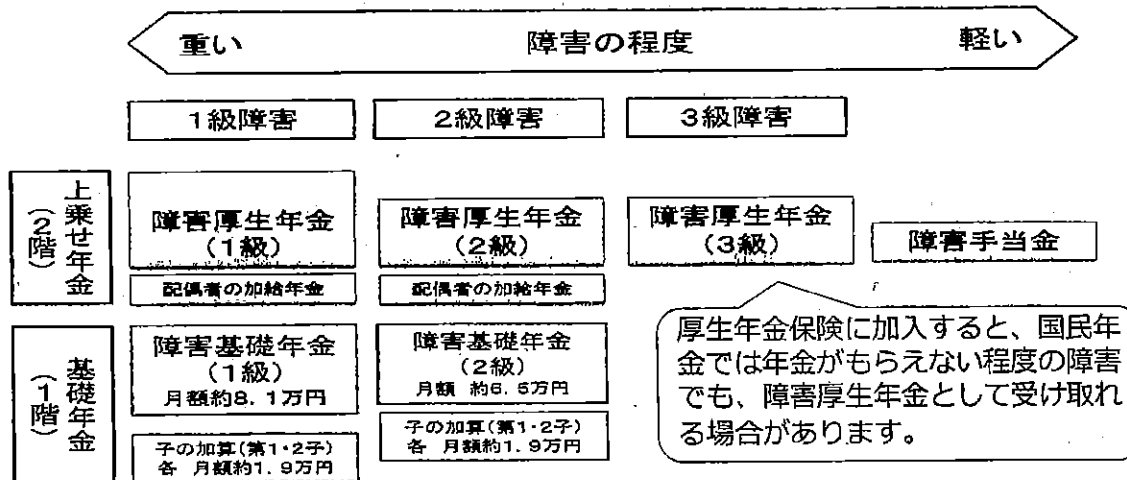
(モデルケース) 月収200,000円の場合

保険料負担(1月あたり)			年金給付の増加額(1年あたり)		
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9,910円	18,184円	28,094円	13,200円	263,000円	526,200円

※年金給付の増加額とは、厚生年金保険に加入した場合に増える額を指します。

③ 障害年金の給付が充実

- 厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの障害年金の給付額が増えます。



④ 遺族年金の給付が充実

- 国民年金に加入すると、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- 厚生年金保険に加入すると、なくなられた方の配偶者は、生涯、遺族厚生年金の給付が受けられるので安心です。

⑤ 医療保険(健康保険)の給付が充実

- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付があります。
(傷病手当金、出産手当金)

労働保険（労災保険・雇用保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

- ◆ 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※ 5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※ 強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます。（任意加入制度）

**労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、
労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。**

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※ その他、法人の役員、同居の親族、高校・大学等の屋間学生等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入するメリットは？

- ◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、
病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者や遺族を保護する
ための給付等**を受けられます。

※ 平成27年度は、約62万人に新規の療養補償給付等を行い、約22万人に労災年金を支給しました。

雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、
また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と
就職の促進**を図るための給付等を受けられます。

※ 平成27年度は、約121万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

- ◆ 保険料の負担について

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、
雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率+雇用保険率）から決まります。
※ 労災保険率および雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

○ 適用要件や加入手続き等に関するお問い合わせ先（都道府県労働局）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/pref.html

よくあるご質問

事業所を設立し事業を開始しましたが、社会保険（厚生年金保険・健康保険）や労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりませんか？

◇すべての法人事業所、または従業員を常時5人以上雇用している個人事業所（一部業種を除く）は、社会保険に加入することが義務づけられています。また、労働保険は、常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業場は、加入することが義務づけられています。

5人未満の個人事業者ですが、従業員が社会保険の加入を希望しています。加入できますか？

◇従業員の半数以上が社会保険の加入に同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより社会保険への加入が可能となります。

パートタイマー・アルバイト等も社会保険に加入の対象となるのでしょうか？

◇パートタイマー・アルバイト等でも、正社員の所定の労働日数、労働時間の4分の3以上働いている方は加入の対象となります。

年金受給権がある従業員は、厚生年金保険に加入しなくても良いですか？

◇適用事業所にお勤めで、加入要件を満たす働き方をしている方は、厚生年金保険については70歳、健康保険については75歳に達するまで加入する必要があります。

事業所が社会保険や労働保険に加入する手順はどうすればよいのですか？

◇社会保険は事業主からの届出が必要です。届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードいただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。労働保険は、事業主から管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に届出を提出していただくことが必要です。届出用紙は管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

社会保険や労働保険の加入手続きを怠っているとどのような問題がありますか？

（社会保険）

◇年金事務所から繰り返し加入指導を受けているにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、必要に応じて立入検査を実施し、職権により遡って加入手続を行い、保険料額を決定します。

（労働保険）

◇労働局等から指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定し、手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収します。併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

◇事業主が、故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を事業主から徴収します。

◇雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

社会保険（厚生年金・健康保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が**法律で義務づけられています。**（強制適用事業所）

すべての法人事業所
（被保険者1人以上）

個人事業所
（常時従業員を5人以上雇用している）

※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
 ※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となります。（サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。）
 ※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

○厚生年金保険・健康保険は、**会社（事業所）単位で適用となります。**
 ○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① 正社員、法人の代表者、役員の場合
- ② (a)週の所定労働時間が20時間以上、(b)勤務期間が1年以上見込まれること、(c)月額賃金が8.8万円以上、(d)学生以外、(e)従業員501人以上の企業に勤務、以上の5つの要件を全て満たす方の場合

被保険者の要件を満たしています。
直ぐに年金事務所に相談しましょう。

- ③ パートタイマー・アルバイト等であって、週30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方の場合
 （例：正社員が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方）

被保険者の要件を満たす場合があります。

○適用要件や加入手続き等に関するお問い合わせ先（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

社会保険に加入するメリットは？

①保険料の半分は会社が負担します

- 厚生年金保険や健康保険の保険料は、**会社と被保険者が半分ずつ負担します。**
被扶養者の方の保険料負担はありません。

②老齢年金の給付額が増えます

- 厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給付があるため、**給付額が増えます。**

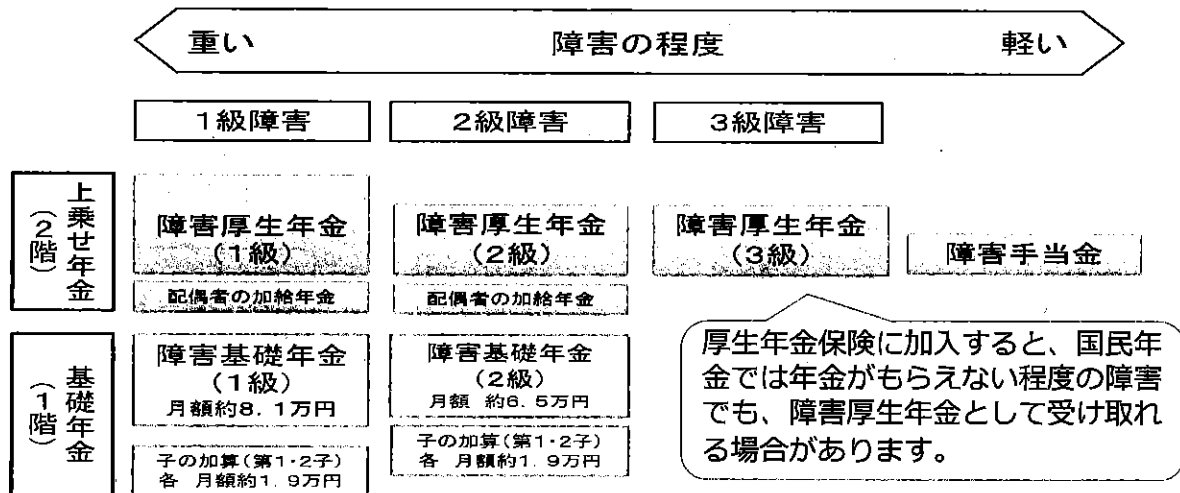
(モデルケース) 月収200,000円の場合

保険料負担(1月当たり)			年金給付の増加額(1年当たり)		
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9,910円	18,184円	28,094円	13,200円	263,000円	526,200円

※年金給付の増加額とは、厚生年金保険に加入した場合に増える額を指します。

③障害年金の給付が充実

- 厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの**障害年金の給付額が増えます。**



④遺族年金の給付が充実

- 国民年金に加入すると、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- 厚生年金保険に加入すると、なくなられた方の配偶者は、**生涯、遺族厚生年金の給付が受けられるので安心です。**

⑤医療保険(健康保険)の給付が充実

- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、**賃金の3分の2程度の給付があります。**
(傷病手当金、出産手当金)

労働保険（労災保険・雇用保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

◆ 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※ 5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※ 強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます。（任意加入制度）

**労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、
労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。**

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※ その他、法人の役員、同居の親族、高校・大学等の昼間学生等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入するメリットは？

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災
保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、
病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者や遺族を保護する**
ための給付等を受けられます。

※ 平成27年度は、約62万人に新規の療養補償給付等を行い、約22万人に労災年金を支給しました。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、
また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と
就職の促進**を図るための給付等を受けられます。

※ 平成27年度は、約121万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

◆ 保険料の負担について

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、
雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率＋雇用保険率）から決まります。

※ 労災保険率および雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

○ 適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先（都道府県労働局）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/pref.html

よくあるご質問

事業所を設立し事業を開始しましたが、社会保険（厚生年金保険・健康保険）や労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりませんか？

◇すべての法人事業所、または従業員を常時5人以上雇用している個人事業所（一部業種を除く）は、社会保険に加入することが義務づけられています。また、労働保険は、常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業場は、加入することが義務づけられています。

5人未満の個人事業者ですが、従業員が社会保険の加入を希望しています。加入できますか？

◇従業員の半数以上が社会保険の加入に同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより社会保険への加入が可能となります。

パートタイマー・アルバイト等も社会保険に加入の対象となるのでしょうか？

◇パートタイマー・アルバイト等でも、正社員の所定の労働日数、労働時間の4分の3以上働いている方は加入の対象となります。

年金受給権がある従業員は、厚生年金保険に加入しなくても良いですか？

◇適用事業所にお勤めで、加入要件を満たす働き方をしている方は、厚生年金保険については70歳、健康保険については75歳に達するまで加入する必要があります。

事業所が社会保険や労働保険に加入する手続はどうすればよいのですか？

◇社会保険は事業主からの届出が必要です。届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードいただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。労働保険は、事業主から管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に届出を提出していただくことが必要です。届出用紙は管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

社会保険や労働保険の加入手続きを怠っているとどのような問題がありますか？

（社会保険）

◇年金事務所から繰り返し加入指導を受けているにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、必要に応じて立入検査を実施し、職権により遡って加入手続を行い、保険料額を決定します。

（労働保険）

◇労働局等から指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定し、手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収します。併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

◇事業主が、故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を事業主から徴収します。

◇雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

許可等	
製造販売業の許可	医薬品医療機器等法第12条
製造業の許可	医薬品医療機器等法第13条第2項
製造販売業の許可	医薬品医療機器等法第23条の2
製造業の登録	医薬品医療機器等法第23条の2の3
製造販売業の許可	医薬品医療機器等法第23条の20
製造業の許可	医薬品医療機器等法第23条の22第2項
店舗販売業の許可	医薬品医療機器等法第26条
配置販売業の許可	医薬品医療機器等法第30条
卸売販売業の許可	医薬品医療機器等法第34条
高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可	医薬品医療機器等法第39条
管理医療機器等の販売業及び貸与業の届出	医薬品医療機器等法第39条の3
医療機器の修理業の許可	医薬品医療機器等法第40条の2
再生医療等製品の販売業の許可	医薬品医療機器等法第40条の5

薬生総発 0421 第 1 号
薬生薬審発 0421 第 3 号
薬生機審発 0421 第 1 号
薬生安発 0421 第 1 号
平成 29 年 4 月 21 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく
新規許可等の申請時等における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（依頼）

標記については、医薬・生活衛生局総務課長宛て「各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（協力依頼）」（年管管発 0330 第 2 号・基徴収発 0330 第 1 号年金局事業管理課長・労働基準局労働保険徴収課長通知。以下「協力依頼通知」という。）（別添 1）により、社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の未適用事業所の加入促進を図るため協力依頼があったところです。

については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく新規許可等（別添 2）の申請時等の取扱いについて、下記の通りお示いたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、貴自治体のホームページ（各業許可等の申請様式を掲載しているページ）に、新規許可申請時等に社会保険等が適用されていることの確認を行うこと及び確認のために必要な書類が何であるか等を掲載していただくとともに、各窓口に別途日本年金機構から配布される予定のパンフレットを備え、必要に応じて事業主等に配布していただきますようお願いいたします。

記

1 趣旨について

社会保険等の未適用事業所の加入促進については、厚生労働省として従来から重要な課題として取り組んできましたが、今般、厚生労働省全体として更なる取組の強化を行うため、厚生労働省所管の各業の新規許可申請時において、社会保険等の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を実施していただくよう依頼するものです。

協力依頼通知のとおり、医薬品医療機器等法に基づく新規許可等（別添2）の申請時等においても、この取組の一環として協力が求められていることから、対応をお願いします。

なお、具体的な確認方法等は、協力依頼通知の記「1 確認方法について」を参照してください。

2 社会保険等の適用状況の確認の位置付けについて

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、各業許可等に係る申請書と合わせて、協力依頼通知別紙1「社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票」（以下「確認票」という。）をホームページで公表する等により、事業主に提出を求めることで行うこととしますが、これは、事業主の任意の協力により行うものであり、各業の許可等に関する判断とは関係ありません。したがって、確認票及び加入が確認できる書類の提出の有無にかかわらず、これまでどおり許可等に関する判断を行っていただきますようお願いいたします。

また、確認票及び加入が確認できる書類の提出がなされない場合に、事業主に対して、再度の提出依頼や督促を行う必要はありません。

3 確認を行う対象について

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、医薬品医療機器法に基づく新規業許可等（別添2）の申請時等に行うものであり、業許可等の更新時に行う必要はありません。

なお、「保険医療機関等の新規指定申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について」（平成29年4月21日事務連絡）（別添3）のとおり、保険薬局が薬局の大半を占める現状に鑑み、薬局については保険薬局の新規指定申請時に地方厚生局で対応するため、薬局の新規開設許可の際に協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況を確認する必要はありません。

4 その他

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認については、「医薬品、医療機器

等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく新規許可等の申請時等における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（周知依頼）」（平成29年4月21日事務連絡）（別添4）のとおり、関係団体に予め情報提供し、周知の依頼をしています。

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、平成29年7月1日から行うものであり、各業務主管部局において、必要に応じて、管下の関係団体に予め情報提供をしてください。

なお、本取組や社会保険等の適用要件、制度一般について疑義等が生じた場合は、協力依頼通知に記載の問い合わせ先に照会いただくようお願いします。

事務連絡

平成29年4月21日

地方厚生（支）局医事課 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第2項（同法施行規則第281条に基づくもの）及び第23条の22第2項に基づく新規許可の申請時等における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（依頼）

標記については、別添医薬・生活衛生局総務課長宛て「各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（協力依頼）」（年管管発0330第2号・基徴収発0330第1号年金局事業管理課長・労働基準局労働保険徴収課長通知。以下「協力依頼通知」という。）（別添1）により、社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の未適用事業所の加入促進を図るため協力依頼があったところです。

については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第13条第2項（同法施行規則第281条に基づくもの）及び第23条の22第2項に基づく新規許可の申請時等の取扱いについて、下記の通りお示いたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、ホームページ（各業許可等の申請様式を掲載しているページ）に、新規許可申請時等に社会保険等が適用されていることの確認を行うこと及び確認のために必要な書類が何であるか等を掲載していただくとともに、各窓口に別途日本年金機構から配布される予定のパンフレットを備え、必要に応じて事業主等に配布していただきますようお願いいたします。

記

1 趣旨について

社会保険等の未適用事業所の加入促進については、厚生労働省として従来から重要な課題として取り組んできましたが、今般、厚生労働省全体として更なる取組の強化を行うため、厚生労働省所管の各業の新規許可申請時において、社会保険等の適用状況を確認

認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を実施していただくよう依頼するものです。

協力依頼通知のとおり、医薬品医療機器等法に基づく新規許可等の申請時等においても、この取組の一環として協力が求められていることから、対応をお願いします。

なお、具体的な確認方法等は、協力依頼通知の記「1 確認方法について」を参照してください。

2 社会保険等の適用状況の確認の位置付けについて

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、各業許可等に係る申請書と合わせて、協力依頼通知別紙1「社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票」（以下「確認票」という。）をホームページで公表する等により、事業主に提出を求めることで行うこととしますが、これは、事業主の任意の協力により行うものであり、各業の許可等に関する判断とは関係ありません。したがって、確認票及び加入が確認できる書類の提出の有無にかかわらず、これまでどおり許可等に関する判断を行っていただきますようお願いいたします。

また、確認票及び加入が確認できる書類の提出がなされない場合に、事業主に対して、再度の提出依頼や督促を行う必要はありません。

3 確認を行う対象について

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、医薬品医療機器法に基づく新規業許可の申請時等に行うものであり、業許可の更新時に行う必要はありません。

4 その他

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく新規許可等の申請時等における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（周知依頼）」（平成29年4月21日事務連絡）（別添2）のとおり、関係団体に予め情報提供し、周知の依頼をしています。

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、平成29年7月1日から行います。

なお、本取組や社会保険等の適用要件、制度一般について疑義等が生じた場合は、協力依頼通知に記載の問い合わせ先に照会いただくようお願いします。

平成 29 年 4 月 28 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省
国税庁
中小企業庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について
(協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 85 号)の成立により関係法令の一部が改正され、平成 31 年 10 月に軽減税率制度が実施されることとなりました。

これを受けて、昨年 12 月 26 日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととしております。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴団体におかれては、改めて、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴団体ホームページ(国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等)を通じ、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度(政府広報オンライン)：
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について(国税庁)：
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金(軽減税率対策補助金事務局)：
<http://kzt-hojo.jp/>

2. 説明会の開催案内及び支援体制の構築

貴団体傘下の各団体におかれましては、税務署や市町村等が開催する説明会の日程の案内にご協力いただくほか、必要に応じて各地域の税務署や商工会・商工会議所等の中小企業団体と連携を図りつつ、貴団体傘下の各団体主催の説明会を開催いただくようお願いいたします。

また、傘下の各団体及び事業者の皆様からの相談に対応するための窓口設置など、必要な支援体制を構築いただくとともに、内容に応じて国の相談窓口にお取り次ぎいただくようお願いいたします。

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>

- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般のお問合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. 都道府県別の消費税軽減税率制度実施協議会への参加

上記1. 及び2. で実施する広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・地方を含めた行政機関等が参加する「消費税軽減税率制度実施協議会」（別紙）を都道府県ごとに組織し、消費税の軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図ることとしております。

本協議会の事務局は、都道府県商工会連合会にご担当いただく予定ですが、傘下の各団体等に対しまして、事務局からの案内がございましたら、本協議会へ積極的に参加いただくようご連絡をお願いいたします。

4. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、今後、アンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

※（別紙）は、『都道府県・消費税軽減税率制度実施協議会について』を添付

都道府県消費税軽減税率制度実施協議会について

1. 趣 旨

消費税の軽減税率制度の実施に当たり、事業者の準備が円滑に進むよう、都道府県単位で、関係団体と関係行政機関の緊密な連携のもと、消費税の軽減税率制度及び中小企業・小規模事業者等の支援措置に関する必要な情報の共有等を行うための協議会を設置するもの。

2. 構 成 員

民間団体：農業協同組合等業界団体、商工会・商工会議所等経済団体、
法人会等税務関係団体 等

行政機関：国税局、経済産業局、都道府県、その他必要に応じて関係省
庁の地方支分局 等

事務局：都道府県商工会連合会（本協議会に係る事務を担う）

3. 活動内容

- (1) 消費税の軽減税率制度及び事業者支援措置に関する説明会の開催
予定及び実施状況等の共有
- (2) 各種広報資料の連絡・共有
- (3) 制度等に関する問い合わせや相談事項等の共有
- (4) 他団体等の参考となる取組み事例等の共有
- (5) その他

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 9 年 2 月分

February, 2017

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成24年経済センサス-活動調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスクア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成29年2月の家電大型専門店販売額は2960億円、前年同月比で見ると▲1.0%の減少となった。商品別にみると、情報家電が同▲8.9%の減少、AV家電が同▲0.4%の減少、その他が同▲0.4%の減少となった。

一方、通信家電が同13.9%の増加、生活家電が同0.4%の増加、カメラ類が同0.1%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
2,960	421	617	240	135	1,204	343	2,466
▲1.0	▲0.4	▲8.9	13.9	0.1	0.4	▲0.4	1.5

6. ドラッグストア販売額の動向

平成29年2月のドラッグストア販売額は4537億円、前年同月比で見ると1.3%の増加となった。

商品別にみると、食品が同5.1%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同3.0%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同2.2%の増加、トイレタリーが同1.0%の増加、その他が同0.5%の増加、OTC医薬品が同0.1%の増加、健康食品が同0.0%の横ばいとなった。

一方、調剤医薬品が同▲10.0%の減少、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同▲2.0%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
4,537	301	662	340	159	649	436	667	1,221	102	14,284
1.3	▲10.0	0.1	▲2.0	0.0	3.0	1.0	2.2	5.1	0.5	4.9

7. ホームセンター販売額の動向

平成29年2月のホームセンター販売額は2189億円、前年同月比で見ると▲2.0%の減少となった。

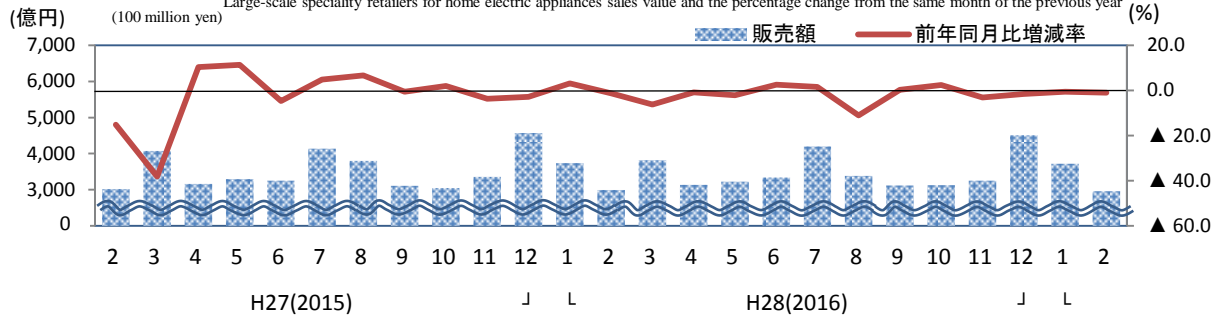
商品別にみると、インテリアが同▲8.7%の減少、電気が同▲5.9%の減少、カー用品・アウトドアが同▲4.9%の減少、家庭用品・日用品が同▲3.9%の減少、オフィス・カルチャーが同▲2.5%の減少、ペット・ペット用品が同▲2.4%の減少、DIY用具・素材が同▲2.1%の減少、園芸・エクステリアが同▲1.8%の減少となった。

一方、その他が同10.1%の増加となった。

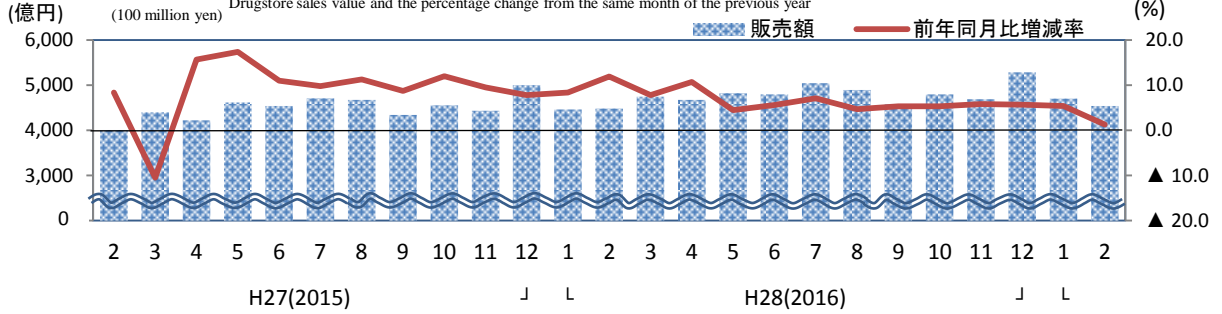
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウト ドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,189	486	156	144	488	225	180	97	132	282	4,264
▲2.0	▲2.1	▲5.9	▲8.7	▲3.9	▲1.8	▲2.4	▲4.9	▲2.5	10.1	1.4

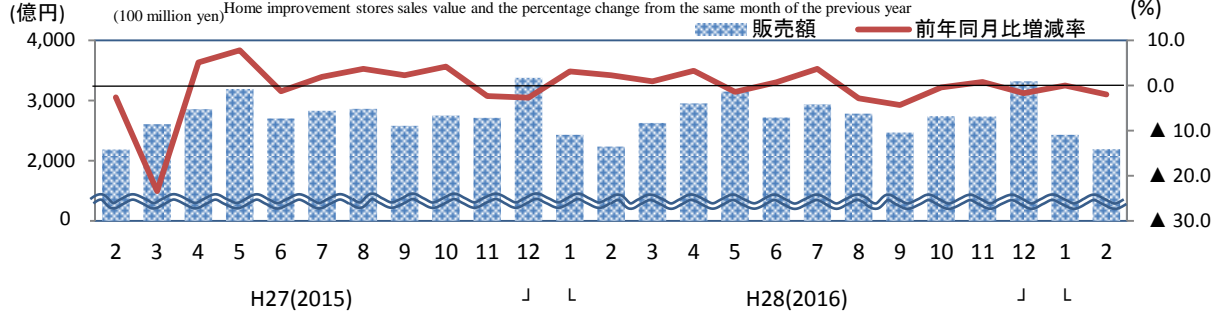
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 26 年	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	C.Y. 2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	2014
27	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	2015
平成 27 年 10~12月	10,983	▲1.8	2,432	13,982	7.5	13,547	8,841	▲0.5	4,209	Q4 2015
平成 28 年 1~3月	10,544	▲1.7	2,430	13,687	9.3	13,653	7,296	2.0	4,218	Q1 2016
4~6	9,697	▲0.1	2,441	14,297	6.8	13,811	8,817	0.8	4,236	Q2
7~9	10,704	▲3.1	2,448	14,511	5.7	13,898	8,185	▲1.1	4,236	Q3
10~12	10,884	▲0.9	2,472	14,763	5.6	14,190	8,793	▲0.5	4,273	Q4
平成 27 年 12月	4,575	▲2.8	2,432	5,000	5.7	13,547	3,376	▲2.7	4,209	Dec. 2015
平成 28 年 1月	3,737	3.2	2,427	4,464	8.4	13,585	2,431	3.1	4,209	Jan. 2016
2	2,989	▲1.2	2,429	4,479	11.9	13,611	2,235	2.3	4,205	Feb.
3	3,818	▲6.3	2,430	4,744	7.8	13,653	2,630	0.9	4,218	Mar.
4	3,137	▲0.9	2,435	4,676	10.7	13,737	2,950	3.3	4,235	Apr.
5	3,224	▲2.1	2,433	4,825	4.5	13,782	3,147	▲1.4	4,232	May
6	3,336	2.6	2,441	4,796	5.6	13,811	2,720	0.7	4,236	Jun.
7	4,202	1.6	2,446	5,045	7.1	13,855	2,936	3.7	4,244	Jul.
8	3,383	▲11.1	2,443	4,893	4.7	13,887	2,781	▲2.8	4,234	Aug.
9	3,119	0.3	2,448	4,573	5.3	13,898	2,468	▲4.3	4,236	Sep.
10	3,124	2.4	2,450	4,792	5.3	14,033	2,738	▲0.4	4,245	Oct.
11	3,252	▲3.1	2,457	4,689	5.8	14,111	2,737	0.8	4,257	Nov.
12	4,507	▲1.5	2,472	5,282	5.7	14,190	3,318	▲1.7	4,273	Dec.
平成 29 年 1月	3,716	▲0.6	2,465	4,704	5.4	14,216	2,433	0.0	4,263	Jan. 2017
2	2,960	▲1.0	2,466	4,537	1.3	14,284	2,189	▲2.0	4,264	Feb.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month	
													Sales value (million yen)
販売額 (百万円)	平成26年	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	C.Y. 2014
	27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015
	28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016
	平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
	26	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	2014
	27	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	2015
	平成27年10~12月	1,398,196	96,189	206,136	102,283	48,057	211,788	139,743	213,837	346,173	33,990	13,547	Q4 2015
	平成28年1~3月	1,368,736	100,359	203,834	103,432	47,517	198,589	132,248	200,797	350,064	31,896	13,653	Q1 2016
	4~6	1,429,654	92,541	202,823	98,655	49,583	214,212	142,732	220,663	375,187	33,258	13,811	Q2
	7~9	1,451,074	90,150	206,008	95,829	51,022	218,949	144,461	227,288	383,672	33,695	13,898	Q3
	10~12	1,476,337	92,106	216,947	103,279	48,909	220,435	143,199	232,758	382,543	36,161	14,190	Q4
	平成27年12月	499,958	33,987	73,180	36,668	16,494	77,296	49,549	78,200	121,917	12,667	13,547	Dec. 2015
	平成28年1月	446,409	30,833	65,612	33,692	15,593	65,967	43,767	67,084	112,891	10,970	13,585	Jan. 2016
	2	447,926	33,473	66,134	34,691	15,864	63,042	43,178	65,213	116,136	10,195	13,611	Feb.
	3	474,401	36,053	72,088	35,049	16,060	69,580	45,303	68,500	121,037	10,731	13,653	Mar.
	4	467,576	32,531	66,878	32,860	16,101	70,021	45,737	70,079	122,513	10,856	13,737	Apr.
	5	482,490	29,447	68,603	33,328	16,627	72,205	48,650	75,278	127,011	11,341	13,782	May
	6	479,588	30,563	67,342	32,467	16,855	71,986	48,345	75,306	125,663	11,061	13,811	Jun.
	7	504,502	31,020	71,636	33,391	17,647	78,035	51,150	79,097	131,122	11,404	13,855	Jul.
	8	489,273	29,813	69,999	32,262	17,531	73,175	48,560	75,909	130,524	11,500	13,887	Aug.
9	457,299	29,317	64,373	30,176	15,844	67,739	44,751	72,282	122,026	10,791	13,898	Sep.	
10	479,179	29,796	70,676	32,397	16,230	71,095	46,677	75,867	125,164	11,277	14,033	Oct.	
11	468,918	29,640	68,971	33,537	15,461	68,581	45,919	72,870	122,435	11,504	14,111	Nov.	
12	528,240	32,670	77,300	37,345	17,218	80,759	50,603	84,021	134,944	13,380	14,190	Dec.	
平成29年1月	470,431	29,097	70,597	35,000	16,255	68,648	45,339	71,602	122,686	11,207	14,216	Jan. 2017	
2	453,709	30,120	66,231	33,996	15,866	64,917	43,594	66,676	122,060	10,249	14,284	Feb.	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014
	27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015
	28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016
	平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
	27	9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	2015
	平成27年10~12月	7.5	7.9	5.6	7.6	9.7	10.8	5.4	5.4	9.1	1.7	3.7	Q4 2015
	平成28年1~3月	9.3	13.9	7.1	8.4	8.1	7.7	7.3	8.6	12.1	8.6	3.8	Q1 2016
	4~6	6.8	2.5	4.4	3.1	2.9	4.5	6.4	8.1	12.0	6.0	3.9	Q2
	7~9	5.7	0.4	2.9	0.3	1.2	4.2	4.3	7.7	10.9	8.0	3.7	Q3
	10~12	5.6	▲4.2	5.2	1.0	1.8	4.1	2.5	8.8	10.5	6.4	4.7	Q4
	平成27年12月	5.7	5.8	2.7	3.9	7.2	8.7	3.8	3.9	8.3	1.6	3.7	Dec. 2015
	平成28年1月	8.4	9.4	3.0	3.8	9.5	9.4	8.7	8.9	12.2	6.2	4.0	Jan. 2016
	2	11.9	15.9	11.6	13.1	11.9	8.7	9.4	10.2	14.2	12.3	3.9	Feb.
	3	7.8	16.0	7.0	8.7	3.3	5.2	4.1	6.9	10.0	7.9	3.8	Mar.
	4	10.7	9.9	8.7	8.1	7.2	7.4	8.4	11.3	16.3	8.5	3.9	Apr.
	5	4.5	▲2.5	1.9	0.9	1.7	2.4	4.5	6.1	9.4	4.5	3.8	May
	6	5.6	0.2	2.8	0.5	0.2	4.0	6.4	7.3	10.7	5.3	3.9	Jun.
	7	7.1	0.7	5.5	2.0	2.0	6.2	6.2	9.3	11.5	9.6	3.8	Jul.
	8	4.7	0.7	2.6	0.2	1.3	1.8	3.4	5.9	9.9	6.0	3.9	Aug.
9	5.3	▲0.1	0.4	▲1.4	0.3	4.8	3.4	7.9	11.4	8.5	3.7	Sep.	
10	5.3	▲4.9	4.2	▲0.8	0.2	3.0	2.2	10.9	10.5	6.2	4.2	Oct.	
11	5.8	▲4.0	5.9	1.7	0.6	4.7	3.2	8.4	10.4	7.4	4.4	Nov.	
12	5.7	▲3.9	5.6	1.8	4.4	4.5	2.1	7.4	10.7	5.6	4.7	Dec.	
平成29年1月	5.4	▲5.6	7.6	3.9	4.2	4.1	3.6	6.7	8.7	2.2	4.6	Jan. 2017	
2	1.3	▲10.0	0.1	▲2.0	0.0	3.0	1.0	2.2	5.1	0.5	4.9	Feb.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month		
	Hokkaido		Tohoku		Kanto		Chubu		Kansai		Chugoku		Shikoku		Kyushu		Okinawa				
	店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数				
販売額 (百万円)	平成 26 年	209,770	587	302,875	841	2,189,077	5,651	593,741	1,518	703,992	2,053	248,156	651	151,361	419	521,726	1,299	16,798	50	C.Y. 2014	
	27	223,651	616	357,202	894	2,364,880	5,874	620,992	1,572	785,456	2,064	268,499	685	162,383	435	557,644	1,356	20,192	51	2015	
	28	240,175	654	377,546	961	2,486,311	6,035	688,483	1,720	847,049	2,150	292,675	740	172,065	450	598,600	1,425	22,897	55	2016	
	平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
	26	210,738	584	312,403	854	2,180,403	5,738	585,449	1,527	717,976	2,010	248,800	656	151,199	420	518,360	1,318	16,998	50	2014	
	27	229,820	621	358,933	906	2,418,214	5,882	636,628	1,596	803,612	2,091	273,718	698	165,306	434	569,867	1,372	21,505	53	2015	
	平成 27 年 10~12月	58,487	616	89,967	894	619,301	5,874	160,787	1,572	205,338	2,064	71,237	685	42,227	435	145,452	1,356	5,400	51	Q4 2015	
	平成 28 年 1~3月	58,596	621	88,747	906	602,431	5,882	162,555	1,596	202,150	2,091	67,947	698	40,426	434	140,231	1,372	5,653	53	Q1 2016	
	4~6	58,612	629	93,678	924	621,053	5,931	171,897	1,623	213,124	2,106	72,676	718	43,000	438	149,560	1,388	6,054	54	Q2	
	7~9	62,111	639	98,726	937	623,889	5,920	173,484	1,651	213,267	2,123	75,783	727	44,173	441	154,076	1,407	5,565	53	Q3	
	10~12	60,856	654	96,395	961	638,938	6,035	180,547	1,720	218,508	2,150	76,269	740	44,466	450	154,733	1,425	5,625	55	Q4	
	平成 27 年 12月	20,128	616	31,073	894	221,347	5,874	58,044	1,572	73,891	2,064	26,095	685	15,291	435	52,285	1,356	1,804	51	Dec. 2015	
	平成 28 年 1 月	20,455	616	30,531	894	196,020	5,871	52,152	1,588	65,092	2,074	21,563	691	13,354	434	45,416	1,365	1,826	52	Jan. 2016	
	2	19,613	619	28,853	897	197,267	5,882	53,033	1,588	66,514	2,083	22,005	695	13,082	431	45,668	1,363	1,891	53	Feb.	
	3	18,528	621	29,363	906	209,144	5,882	57,370	1,596	70,544	2,091	24,379	698	13,990	434	49,147	1,372	1,936	53	Mar.	
	4	19,223	623	30,547	914	202,500	5,915	56,314	1,610	70,647	2,104	23,367	707	13,922	435	49,161	1,376	1,895	53	Apr.	
	5	19,028	624	30,993	923	210,682	5,922	57,563	1,619	71,673	2,104	24,950	717	14,744	435	50,764	1,384	2,093	54	May	
	6	20,361	629	32,138	924	207,871	5,931	58,020	1,623	70,804	2,106	24,359	718	14,334	438	49,635	1,388	2,066	54	Jun.	
	7	20,710	635	32,879	929	217,779	5,939	60,404	1,631	75,135	2,112	27,202	724	15,547	440	53,035	1,392	1,811	53	Jul.	
	8	21,373	640	34,523	936	209,521	5,939	58,410	1,641	70,932	2,118	25,332	725	15,018	441	52,262	1,394	1,902	53	Aug.	
	9	20,028	639	31,324	937	196,589	5,920	54,670	1,651	67,200	2,123	23,249	727	13,608	441	48,779	1,407	1,852	53	Sep.	
	10	20,078	646	31,548	947	206,546	5,987	58,812	1,697	70,725	2,119	24,604	731	14,598	443	50,351	1,409	1,917	54	Oct.	
	11	19,977	647	31,667	955	203,950	6,015	56,841	1,707	68,889	2,133	23,246	733	14,022	447	48,491	1,420	1,835	54	Nov.	
	12	20,801	654	33,180	961	228,442	6,035	64,894	1,720	78,894	2,150	28,419	740	15,846	450	55,891	1,425	1,873	55	Dec.	
	平成 29 年 1 月	21,784	654	32,754	965	203,271	6,032	56,310	1,724	67,907	2,158	23,555	744	14,056	453	49,048	1,430	1,746	56	Jan. 2017	
	2	20,601	659	30,518	968	196,205	6,062	54,035	1,739	67,388	2,165	22,856	749	13,305	456	47,028	1,429	1,773	57	Feb.	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 26 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014	
	27	6.9	5.5	5.4	6.6	5.8	2.8	4.8	4.0	11.1	2.8	8.1	5.7	6.5	4.3	3.8	3.8	19.8	8.5	2015	
	28	7.4	6.2	5.7	7.5	5.1	2.7	10.9	9.4	7.8	4.2	9.0	8.0	6.0	3.4	7.3	5.1	13.4	7.8	2016	
	平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
	27	9.3	6.3	5.8	6.1	9.2	2.5	8.9	4.5	11.6	4.0	9.9	6.4	8.7	3.3	7.5	4.1	26.2	6.0	2015	
	平成 27 年 10~12月	10.6	5.5	4.8	6.6	7.0	2.8	7.3	4.0	10.7	2.8	7.3	5.7	6.8	4.3	5.6	3.8	24.3	8.5	Q4 2015	
	平成 28 年 1~3月	11.8	6.3	2.0	6.1	9.7	2.5	10.6	4.5	9.9	4.0	8.3	6.4	7.8	3.3	9.5	4.1	30.3	6.0	Q1 2016	
	4~6	9.2	6.6	7.4	6.6	5.2	2.5	10.0	5.7	8.2	3.7	8.0	7.8	4.5	3.3	6.8	3.9	17.7	3.8	Q2	
	7~9	5.2	5.4	6.2	5.5	2.9	1.7	10.5	6.4	7.1	3.8	12.7	8.2	6.4	3.0	6.9	5.0	4.8	8.2	Q3	
	10~12	4.1	6.2	7.1	7.5	3.2	2.7	12.3	9.4	6.4	4.2	7.1	8.0	5.3	3.4	6.4	5.1	4.2	7.8	Q4	
	平成 27 年 12月	10.0	5.5	4.2	6.6	5.0	2.8	5.7	4.0	7.9	2.8	6.2	5.7	5.4	4.3	4.7	3.8	14.5	8.5	Dec. 2015	
	平成 28 年 1 月	8.1	5.5	9.1	6.6	8.7	2.7	6.5	5.2	11.3	3.5	5.9	6.5	7.7	3.8	6.5	4.8	19.3	8.3	Jan. 2016	
	2	13.9	6.5	3.1	5.9	14.6	2.7	11.8	4.7	8.1	4.0	11.4	7.3	6.8	3.4	12.2	3.7	36.9	10.4	Feb.	
	3	13.8	6.3	▲5.4	6.1	6.4	2.5	13.6	4.5	10.3	4.0	7.8	6.4	8.8	3.3	10.1	4.1	35.6	6.0	Mar.	
	4	12.7	5.8	11.0	6.7	10.3	2.5	12.7	5.0	9.6	4.1	10.4	7.3	6.4	3.3	11.7	4.0	33.4	6.0	Apr.	
	5	7.2	5.8	4.4	7.0	2.5	2.3	6.7	5.1	7.4	3.8	6.4	7.8	3.6	2.6	4.1	3.9	15.6	5.9	May	
	6	7.8	6.6	7.1	6.6	3.4	2.5	10.7	5.7	7.6	3.7	7.4	7.8	3.7	3.3	4.9	3.9	8.1	3.8	Jun.	
	7	5.8	6.4	5.8	6.4	4.2	2.0	11.8	5.8	9.2	3.7	15.5	8.7	10.5	3.5	8.5	4.0	▲0.7	1.9	Jul.	
	8	5.0	6.3	6.8	6.4	1.8	2.1	8.6	5.9	5.2	3.8	11.9	8.4	5.6	3.8	6.4	3.9	7.1	10.4	Aug.	
	9	4.9	5.4	6.0	5.5	2.7	1.7	11.2	6.4	6.9	3.8	10.4	8.2	2.9	3.0	5.7	5.0	8.3	8.2	Sep.	
	10	4.8	5.7	6.8	6.3	2.7	2.4	13.1	9.1	5.8	3.1	5.9	7.8	8.0	2.3	5.2	4.8	6.4	8.0	Oct.	
	11	4.1	5.2	7.8	6.9	3.6	2.6	12.0	9.0	6.7	3.7	6.1	7.3	4.5	3.5	7.0	5.2	2.2	5.9	Nov.	
	12	3.3	6.2	6.8	7.5	3.2	2.7	11.8	9.4	6.8	4.2	8.9	8.0	3.6	3.4	6.9	5.1	3.8	7.8	Dec.	
	平成 29 年 1 月	6.5	6.2	7.3	7.9	3.7	2.7	8.0	8.6	4.3	4.1	9.2	7.7	5.3	4.4	8.0	4.8	▲4.4	7.7	Jan. 2017	
	2	5.0	6.5	5.8	7.9	▲0.5	3.1	1.9	9.5	1.3	3.9	3.9	7.8	1.7	5.8	3.0	4.8	▲6.2	7.5	Feb.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額(百万円) ・ 店舗数(店)	平成 26年	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	C.Y. 2014
	27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015
	28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016
	平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
	26	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	2014
	27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015
	平成 27年10~12月	58,487	616	11,382	127	16,045	170	25,752	240	8,106	98	10,034	104	Q4 2015
	平成 28年1~3月	58,596	621	11,010	128	15,455	168	25,495	243	7,963	99	10,086	107	Q1 2016
	4~6	58,612	629	11,931	133	16,255	170	26,503	247	8,597	103	10,892	109	Q2
	7~9	62,111	639	12,559	138	17,098	170	27,630	248	9,204	104	11,516	110	Q3
	10~12	60,856	654	12,470	141	16,885	173	27,157	254	8,922	107	11,032	115	Q4
	平成 27年12月	20,128	616	3,940	127	5,646	170	8,905	240	2,831	98	3,367	104	Dec. 2015
	平成 28年1月	20,455	616	3,827	127	5,289	168	8,757	240	2,772	98	3,471	104	Jan. 2016
	2	19,613	619	3,497	127	4,991	168	8,270	241	2,588	98	3,324	105	Feb.
	3	18,528	621	3,686	128	5,175	168	8,468	243	2,603	99	3,291	107	Mar.
	4	19,223	623	3,869	129	5,295	168	8,713	248	2,788	101	3,550	108	Apr.
	5	19,028	624	3,972	132	5,416	169	8,745	248	2,844	103	3,575	110	May
	6	20,361	629	4,090	133	5,544	170	9,045	247	2,965	103	3,767	109	Jun.
	7	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul.
	8	21,373	640	4,422	138	6,001	170	9,581	250	3,255	104	4,032	109	Aug.
9	20,028	639	3,962	138	5,365	170	8,759	248	2,928	104	3,690	110	Sep.	
10	20,078	646	4,120	140	5,554	172	8,890	249	2,945	105	3,591	113	Oct.	
11	19,977	647	3,990	141	5,488	173	8,911	252	2,914	106	3,711	114	Nov.	
12	20,801	654	4,360	141	5,843	173	9,356	254	3,063	107	3,730	115	Dec.	
平成 29年1月	21,784	654	4,131	144	5,535	173	9,322	254	3,062	108	3,839	115	Jan. 2017	
2	20,601	659	3,823	142	5,125	173	8,620	256	2,807	108	3,634	117	Feb.	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014
	27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015
	28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016
	平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
	27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015
	平成 27年10~12月	10.6	5.5	10.1	14.4	3.7	6.3	3.3	2.1	12.3	7.7	3.6	5.1	Q4 2015
	平成 28年1~3月	11.8	6.3	10.5	13.3	1.1	3.1	▲0.8	1.7	12.2	8.8	▲0.3	7.0	Q1 2016
	4~6	9.2	6.6	11.2	12.7	5.0	2.4	5.8	2.9	11.6	10.8	9.1	7.9	Q2
	7~9	5.2	5.4	9.7	12.2	3.4	0.6	3.1	2.5	12.0	8.3	9.1	5.8	Q3
	10~12	4.1	6.2	9.6	11.0	5.2	1.8	5.5	5.8	10.1	9.2	9.9	10.6	Q4
	平成 27年12月	10.0	5.5	8.2	14.4	3.6	6.3	2.7	2.1	13.2	7.7	3.1	5.1	Dec. 2015
	平成 28年1月	8.1	5.5	11.6	14.4	8.2	5.0	8.0	2.1	9.7	7.7	8.2	5.1	Jan. 2016
	2	13.9	6.5	9.9	12.4	1.5	3.7	0.1	1.7	14.6	7.7	0.8	6.1	Feb.
	3	13.8	6.3	9.8	13.3	▲5.6	3.1	▲9.3	1.7	12.7	8.8	▲8.8	7.0	Mar.
	4	12.7	5.8	12.1	14.2	6.0	2.4	11.3	3.8	13.0	9.8	12.3	6.9	Apr.
	5	7.2	5.8	12.1	15.8	2.8	1.8	1.6	2.9	11.3	10.8	5.6	8.9	May
	6	7.8	6.6	9.5	12.7	6.1	2.4	5.0	2.9	10.7	10.8	9.8	7.9	Jun.
	7	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul.
	8	5.0	6.3	10.1	14.0	3.7	1.8	4.6	3.7	12.4	10.6	10.1	5.8	Aug.
9	4.9	5.4	10.5	12.2	3.5	0.6	0.3	2.5	12.0	8.3	10.4	5.8	Sep.	
10	4.8	5.7	9.6	12.0	6.0	1.2	5.1	3.8	11.0	8.2	9.4	8.7	Oct.	
11	4.1	5.2	8.3	11.9	6.4	1.8	6.2	5.0	11.2	9.3	9.7	8.6	Nov.	
12	3.3	6.2	10.7	11.0	3.5	1.8	5.1	5.8	8.2	9.2	10.8	10.6	Dec.	
平成 29年1月	6.5	6.2	7.9	13.4	4.7	3.0	6.5	5.8	10.5	10.2	10.6	10.6	Jan. 2017	
2	5.0	6.5	9.3	11.8	2.7	3.0	4.2	6.2	8.5	10.2	9.3	11.4	Feb.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
販売額 (百万円)	平成 26年	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
	27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
	平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
	27	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486
	平成 27年 10~12月	18,648	155	37,196	324	26,491	200	26,445	273	88,984	935	70,356	698	154,218	1,483
	平成 28年 1~3月	18,738	161	37,110	326	26,476	202	26,294	268	84,939	937	68,635	700	150,821	1,486
	4~6	19,500	162	38,300	326	27,371	202	27,130	269	87,511	939	70,317	705	155,152	1,506
	7~9	20,719	167	39,818	327	28,173	203	27,420	267	87,842	934	71,517	702	151,532	1,508
	10~12	19,929	171	38,693	332	27,697	214	27,376	275	92,307	959	74,340	710	157,014	1,536
	平成 27年 12月	6,384	155	12,922	324	9,312	200	9,501	273	31,792	935	25,030	698	55,195	1,483
	平成 28年 1月	6,415	157	12,500	324	8,824	200	8,788	269	27,299	935	22,329	695	48,325	1,488
	2	6,183	158	12,249	326	8,764	201	8,667	269	27,678	935	22,570	698	49,213	1,485
	3	6,140	161	12,361	326	8,888	202	8,839	268	29,962	937	23,736	700	53,283	1,486
	4	6,332	160	12,324	327	8,929	202	8,891	267	28,309	935	22,800	704	50,879	1,498
	5	6,441	161	12,900	326	9,201	203	9,063	267	30,000	939	23,895	704	52,516	1,500
	6	6,727	162	13,076	326	9,241	202	9,176	269	29,202	939	23,622	705	51,757	1,506
	7	6,867	163	13,513	326	9,468	200	9,376	269	30,753	941	24,757	707	54,101	1,507
	8	7,232	165	13,855	328	9,801	201	9,396	269	28,939	935	24,074	707	49,786	1,508
9	6,620	167	12,450	327	8,904	203	8,648	267	28,150	934	22,686	702	47,645	1,508	
10	6,448	168	12,639	326	8,925	207	8,826	272	30,255	962	23,832	712	50,877	1,520	
11	6,653	169	12,571	332	9,070	211	8,843	273	28,925	959	24,249	712	49,821	1,527	
12	6,828	171	13,483	332	9,702	214	9,707	275	33,127	959	26,259	710	56,316	1,536	
平成 29年 1月	6,865	171	13,095	333	9,402	214	8,953	266	28,913	958	23,146	712	49,240	1,535	
2	6,509	172	12,309	332	9,084	217	8,475	266	27,891	963	22,671	717	47,866	1,544	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
	28	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
	平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9
	平成 27年 10~12月	3.1	8.4	2.7	2.9	3.8	7.0	8.3	5.4	6.9	2.5	8.1	3.7	8.7	1.8
	平成 28年 1~3月	▲0.6	8.8	9.8	2.2	15.0	9.2	10.2	2.3	7.7	2.1	11.9	3.2	10.5	1.9
	4~6	6.6	8.7	5.0	3.2	7.8	6.9	7.4	1.5	3.4	2.0	6.5	2.9	4.4	2.3
	7~9	6.8	8.4	2.5	0.3	2.7	2.5	3.8	0.8	2.6	1.1	3.5	1.7	1.0	1.5
	10~12	6.9	10.3	4.0	2.5	4.6	7.0	3.5	0.7	3.7	2.6	5.7	1.7	1.8	3.6
	平成 27年 12月	2.5	8.4	1.2	2.9	4.3	7.0	7.7	5.4	3.5	2.5	4.8	3.7	4.9	1.8
	平成 28年 1月	10.1	9.8	7.9	2.5	8.3	7.0	10.4	3.5	6.3	2.6	11.1	3.0	10.4	1.9
	2	1.9	9.0	19.9	2.5	30.0	9.2	15.8	2.3	12.2	2.4	17.8	3.1	14.2	1.7
	3	▲11.7	8.8	3.2	2.2	9.3	9.2	5.1	2.3	5.2	2.1	7.7	3.2	7.4	1.9
	4	12.5	8.1	15.7	2.8	27.0	8.6	18.2	1.1	8.0	1.3	11.2	3.4	6.7	2.1
	5	1.7	8.8	▲0.8	2.8	▲0.9	8.6	0.6	1.1	1.1	1.8	4.0	2.6	3.2	2.0
	6	6.2	8.7	2.0	3.2	1.8	6.9	4.9	1.5	1.5	2.0	4.7	2.9	3.4	2.3
	7	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.4	1.5	3.4	2.8	4.2	2.5	3.6	1.3
	8	6.2	7.1	1.1	0.3	1.8	2.0	2.1	1.1	1.1	1.9	2.9	3.2	▲0.8	1.5
9	8.5	8.4	2.6	0.3	5.4	2.5	5.0	0.8	3.3	1.1	3.5	1.7	▲0.1	1.5	
10	5.0	8.4	2.9	0.6	2.9	4.5	4.2	1.5	4.4	3.6	5.2	3.2	1.1	2.3	
11	8.6	9.0	4.8	2.8	6.6	6.6	4.4	1.5	2.5	2.3	7.0	2.4	2.3	2.5	
12	7.0	10.3	4.3	2.5	4.2	7.0	2.2	0.7	4.2	2.6	4.9	1.7	2.0	3.6	
平成 29年 1月	7.0	8.9	4.8	2.8	6.6	7.0	1.9	▲1.1	5.9	2.5	3.7	2.4	1.9	3.2	
2	5.3	8.9	0.5	1.8	3.7	8.0	▲2.2	▲1.1	0.8	3.0	0.4	2.7	▲2.7	4.0	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190	C.Y.	2014
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193		2014
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196		2015
106,576	912	23,970	269	16,036	153	17,223	148	11,118	100	11,297	130	16,580	201	Q4	2015
102,812	921	23,124	269	15,694	152	17,962	151	13,869	102	10,903	132	16,572	196	Q1	2016
106,242	932	24,240	271	16,484	152	18,594	151	13,434	104	11,415	129	16,925	203	Q2	
105,908	932	24,981	273	16,811	154	18,947	153	13,531	107	11,523	128	17,555	205	Q3	
108,022	946	25,257	279	16,877	155	18,919	154	13,468	110	11,645	128	17,611	208	Q4	
38,115	912	8,813	269	5,745	153	6,166	148	3,991	100	4,002	130	6,002	201	Dec.	2015
33,329	912	7,662	271	5,218	154	5,998	153	4,763	101	3,568	130	5,397	200	Jan.	2016
33,791	920	7,517	271	5,148	153	5,913	150	4,538	101	3,560	130	5,430	200	Feb.	
35,692	921	7,945	269	5,328	152	6,051	151	4,568	102	3,775	132	5,745	196	Mar.	
34,728	933	7,855	269	5,503	153	6,227	153	4,536	103	3,803	131	5,599	202	Apr.	
36,280	933	8,144	271	5,359	153	6,047	151	4,364	103	3,862	129	5,669	202	May	
35,234	932	8,241	271	5,622	152	6,320	151	4,534	104	3,750	129	5,657	203	Jun.	
37,087	937	8,554	272	5,648	153	6,278	152	4,566	105	3,974	129	5,978	203	Jul.	
35,547	935	8,501	274	5,833	153	6,636	152	4,669	106	3,936	130	6,046	204	Aug.	
33,274	932	7,926	273	5,330	154	6,033	153	4,296	107	3,613	128	5,531	205	Sep.	
34,613	938	8,190	275	5,502	154	6,184	154	4,325	107	3,882	129	5,615	206	Oct.	
34,656	943	7,974	279	5,429	154	6,110	154	4,403	109	3,679	128	5,693	207	Nov.	
38,753	946	9,093	279	5,946	155	6,625	154	4,740	110	4,084	128	6,303	208	Dec.	
34,326	949	8,096	280	5,542	155	6,074	154	4,469	110	3,691	129	5,627	208	Jan.	2017
32,953	954	7,852	284	5,275	156	5,944	157	4,433	111	3,559	129	5,718	210	Feb.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6		2015
5.0	1.9	6.6	2.7	11.8	0.0	7.1	0.7	3.7	▲1.0	8.7	10.2	6.8	5.8	Q4	2015
7.6	2.9	12.2	2.7	12.9	▲1.9	11.3	0.0	10.1	3.0	11.0	10.9	11.3	1.6	Q1	2016
4.6	2.9	8.5	2.7	12.7	1.3	13.7	0.7	18.3	5.1	8.1	10.3	9.6	0.5	Q2	
3.5	3.1	5.0	2.6	5.6	1.3	10.7	2.0	23.7	8.1	5.6	9.4	6.6	2.0	Q3	
1.4	3.7	5.4	3.7	5.2	1.3	9.8	4.1	21.1	10.0	3.1	▲1.5	6.2	3.5	Q4	
3.0	1.9	9.3	2.7	12.9	0.0	6.8	0.7	3.9	▲1.0	7.1	10.2	6.9	5.8	Dec.	2015
6.3	2.2	12.5	3.8	10.2	0.7	11.5	4.1	14.3	0.0	7.5	10.2	10.3	5.3	Jan.	2016
11.7	3.4	14.6	3.4	12.3	0.0	8.2	2.0	4.5	2.0	15.3	10.2	16.2	3.6	Feb.	
5.0	2.9	9.7	2.7	16.3	▲1.9	14.2	0.0	11.7	3.0	10.5	10.9	7.9	1.6	Mar.	
9.1	3.4	12.1	2.3	18.1	0.0	17.4	0.7	9.8	4.0	14.6	11.0	16.6	1.5	Apr.	
2.8	2.4	5.5	2.7	6.1	▲0.6	7.8	0.7	18.6	3.0	5.7	9.3	5.0	0.5	May	
2.4	2.9	8.4	2.7	14.4	1.3	16.2	0.7	27.9	5.1	4.6	10.3	8.0	0.5	Jun.	
4.6	3.5	6.6	2.3	6.8	0.7	11.1	2.0	27.7	6.1	6.0	10.3	6.5	1.0	Jul.	
3.4	3.7	1.6	1.9	2.8	0.7	9.0	0.0	20.9	7.1	6.4	10.2	5.9	1.5	Aug.	
2.3	3.1	7.2	2.6	7.6	1.3	12.2	2.0	22.8	8.1	4.4	9.4	7.5	2.0	Sep.	
▲0.1	3.3	8.1	3.8	8.4	1.3	13.8	3.4	23.0	7.0	4.2	▲1.5	7.7	3.5	Oct.	
2.5	4.1	5.2	3.7	4.1	0.7	8.6	4.1	21.9	9.0	3.0	▲1.5	6.1	3.5	Nov.	
1.7	3.7	3.2	3.7	3.5	1.3	7.4	4.1	18.8	10.0	2.0	▲1.5	5.0	3.5	Dec.	
3.0	4.1	5.7	3.3	6.2	0.6	1.3	0.7	▲6.2	8.9	3.4	▲0.8	4.3	4.0	Jan.	2017
▲2.5	3.7	4.5	4.8	2.5	2.0	0.5	4.7	▲2.3	9.9	▲0.0	▲0.8	5.3	5.0	Feb.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	平成 26年	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
	27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
	平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803
	27	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848
	平成 27年 10~12月	27,083	289	57,188	449	84,721	785	15,724	197	14,478	162	22,019	251	91,126	826
	平成 28年 1~3月	29,862	309	54,745	445	82,991	786	16,046	198	14,094	164	21,006	253	89,594	848
	4~6	31,614	324	56,450	449	88,437	799	16,768	197	14,771	165	22,278	255	95,441	853
	7~9	32,248	337	57,620	441	88,960	810	16,518	197	15,139	169	22,888	257	93,593	856
	10~12	33,999	360	58,976	448	93,535	848	17,217	203	15,777	177	23,668	264	95,560	859
	平成 27年 12月	9,815	289	20,663	449	30,551	785	5,767	197	5,210	162	7,935	251	32,591	826
	平成 28年 1月	9,451	297	17,999	447	26,356	787	5,129	197	4,507	162	6,679	252	28,420	838
	2	9,771	303	17,828	447	26,942	785	5,259	197	4,587	163	6,905	254	29,698	840
	3	10,640	309	18,918	445	29,693	786	5,658	198	5,000	164	7,422	253	31,476	848
	4	10,314	315	18,383	447	28,814	792	5,456	197	4,772	165	7,229	251	32,178	855
	5	10,598	320	19,152	448	29,886	797	5,673	198	5,000	165	7,600	256	31,706	848
	6	10,702	324	18,915	449	29,737	799	5,639	197	4,999	165	7,449	255	31,557	853
	7	11,220	329	20,218	448	31,474	802	5,784	195	5,341	168	8,153	257	33,052	853
	8	10,874	333	19,640	448	29,542	806	5,525	197	5,034	167	7,654	258	30,889	853
	9	10,154	337	17,762	441	27,944	810	5,209	197	4,764	169	7,081	257	29,652	856
	10	10,981	352	18,892	440	30,562	839	5,583	198	5,124	170	7,530	255	30,946	851
	11	10,851	357	18,469	444	29,075	841	5,376	201	4,934	173	7,418	260	30,270	854
	12	12,167	360	21,615	448	33,898	848	6,258	203	5,719	177	8,720	264	34,344	859
	平成 29年 1月	10,405	362	18,782	448	28,701	851	5,588	202	4,885	176	7,284	265	29,705	864
	2	10,101	365	17,827	446	27,343	857	5,372	204	4,731	177	7,288	267	30,007	868
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27		3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
28		19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
平成 25年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27		7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6
平成 27年 10~12月		2.9	7.4	9.6	0.2	7.2	3.2	11.3	8.2	9.4	5.9	10.4	2.9	14.1	2.6
平成 28年 1~3月		12.1	12.4	7.6	▲0.7	9.1	2.9	13.1	8.8	9.1	5.8	10.9	2.4	13.6	5.6
4~6		15.7	16.1	4.9	0.0	6.8	3.8	9.9	5.3	8.1	6.5	5.8	1.6	9.8	5.0
7~9		23.3	19.9	4.1	▲0.9	7.7	4.2	9.0	3.1	5.8	6.3	9.3	2.8	7.0	4.8
10~12		25.5	24.6	3.1	▲0.2	10.4	8.0	9.5	3.0	9.0	9.3	7.5	5.2	4.9	4.0
平成 27年 12月		3.2	7.4	10.6	0.2	4.3	3.2	9.9	8.2	7.8	5.9	7.0	2.9	10.2	2.6
平成 28年 1月		4.8	10.4	7.9	0.7	4.6	3.7	10.1	8.2	9.4	5.9	11.4	2.9	15.3	4.4
2		13.7	11.4	10.0	0.0	11.3	3.2	14.7	7.7	5.1	4.5	12.4	3.7	12.7	4.7
3		17.9	12.4	5.2	▲0.7	11.4	2.9	14.6	8.8	12.6	5.8	9.1	2.4	12.9	5.6
4		16.3	13.7	8.3	▲0.2	9.6	3.4	13.4	5.9	6.8	6.5	7.0	1.2	12.9	5.7
5		12.9	14.3	2.8	▲0.2	4.5	3.5	6.9	5.9	6.0	5.8	6.0	2.8	8.2	4.7
6		18.1	16.1	3.9	0.0	6.7	3.8	9.7	5.3	11.5	6.5	4.4	1.6	8.3	5.0
7		25.1	16.7	5.6	▲0.4	9.1	4.3	10.4	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	8.7	4.8
8		21.8	18.5	3.5	0.0	6.0	4.0	5.8	3.7	1.1	5.0	9.9	2.8	5.9	4.5
9		22.9	19.9	3.1	▲0.9	8.0	4.2	11.1	3.1	8.4	6.3	6.8	2.8	6.5	4.8
10		27.2	23.9	2.0	▲1.3	9.9	8.0	10.2	2.6	8.7	5.6	4.5	1.6	3.6	3.5
11		25.7	24.0	2.6	▲0.7	10.3	7.4	9.9	3.6	8.4	6.8	7.9	3.6	5.6	3.8
12		24.0	24.6	4.6	▲0.2	11.0	8.0	8.5	3.0	9.8	9.3	9.9	5.2	5.4	4.0
平成 29年 1月		10.1	21.9	4.4	0.2	8.9	8.1	8.9	2.5	8.4	8.6	9.1	5.2	4.5	3.1
2		3.4	20.5	▲0.0	▲0.2	1.5	9.2	2.1	3.6	3.1	8.6	5.5	5.1	1.0	3.3

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245	C.Y.	2014
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252		2015
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243		2014
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256		2015
53,874	553	8,553	101	4,170	71	5,004	55	6,778	59	17,147	151	25,536	252	Q4	2015
51,071	554	8,148	100	4,368	70	4,706	56	6,528	60	16,354	155	24,291	256	Q1	2016
53,826	557	8,699	100	4,675	72	5,186	58	7,100	62	17,646	159	25,575	267	Q2	
54,564	559	8,944	102	4,608	73	5,527	60	7,374	62	17,932	159	27,131	271	Q3	
55,867	566	9,407	101	4,761	73	5,414	60	7,195	63	18,608	164	27,089	274	Q4	
19,506	553	3,190	101	1,468	71	1,815	55	2,420	59	6,261	151	9,491	252	Dec.	2015
16,636	551	2,641	101	1,446	69	1,487	55	2,052	60	5,263	153	7,640	254	Jan.	2016
16,717	556	2,658	99	1,411	70	1,513	55	2,094	60	5,414	155	7,766	255	Feb.	
17,718	554	2,849	100	1,511	70	1,706	56	2,382	60	5,677	155	8,885	256	Mar.	
17,577	557	2,832	102	1,523	71	1,650	56	2,261	61	5,706	157	8,196	262	Apr.	
18,430	560	2,987	100	1,586	72	1,787	58	2,481	62	6,028	160	8,741	265	May	
17,819	557	2,880	100	1,566	72	1,749	58	2,358	62	5,912	159	8,638	267	Jun.	
19,317	557	3,119	100	1,587	72	1,969	60	2,659	62	6,284	161	9,917	268	Jul.	
18,209	558	2,977	103	1,500	73	1,855	60	2,488	62	6,150	161	8,887	269	Aug.	
17,038	559	2,848	102	1,521	73	1,703	60	2,227	62	5,498	159	8,327	271	Sep.	
18,202	562	3,060	101	1,538	73	1,766	60	2,331	63	6,114	163	8,587	269	Oct.	
17,461	562	2,899	101	1,504	74	1,650	60	2,179	63	5,757	163	8,186	270	Nov.	
20,204	566	3,448	101	1,719	73	1,998	60	2,685	63	6,737	164	10,316	274	Dec.	
16,991	568	2,946	102	1,627	73	1,669	61	2,268	64	5,859	164	8,314	274	Jan.	2017
16,455	566	2,893	103	1,581	73	1,636	61	2,164	64	5,487	166	8,161	277	Feb.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1		2015
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3		2015
7.5	2.4	9.4	6.3	11.0	2.9	18.8	10.0	6.4	11.3	5.2	0.7	5.1	4.1	Q4	2015
4.2	2.2	5.4	5.3	11.9	1.4	17.2	9.8	8.3	9.1	4.9	4.0	7.2	5.3	Q1	2016
4.2	1.6	7.9	3.1	10.0	4.3	15.3	11.5	6.4	12.7	6.0	6.0	7.3	7.7	Q2	
2.4	0.9	8.9	4.1	16.2	5.8	21.0	11.1	12.9	10.7	10.1	6.0	14.3	8.8	Q3	
3.7	2.4	10.0	0.0	14.2	2.8	8.2	9.1	6.2	6.8	8.5	8.6	6.1	8.7	Q4	
5.6	2.4	9.5	6.3	5.5	2.9	16.0	10.0	3.2	11.3	4.4	0.7	5.1	4.1	Dec.	2015
5.2	2.6	7.6	6.3	11.1	0.0	12.6	7.8	4.1	13.2	2.9	2.0	5.6	5.0	Jan.	2016
1.5	3.3	0.9	4.2	12.7	2.9	18.9	7.8	10.9	11.1	8.3	4.0	10.6	5.4	Feb.	
5.7	2.2	8.0	5.3	11.8	1.4	19.9	9.8	10.1	9.1	3.8	4.0	5.7	5.3	Mar.	
5.5	2.0	9.3	6.3	11.9	2.9	16.3	9.8	5.9	10.9	8.5	4.7	9.7	7.4	Apr.	
4.2	2.4	9.1	4.2	8.9	4.3	14.3	11.5	6.5	12.7	4.4	6.0	4.9	7.7	May	
2.7	1.6	5.3	3.1	9.4	4.3	15.5	11.5	6.8	12.7	5.3	6.0	7.5	7.7	Jun.	
5.3	1.5	9.9	3.1	16.8	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	11.8	7.3	15.7	7.6	Jul.	
▲0.6	1.8	6.9	5.1	12.5	5.8	22.8	15.4	12.2	12.7	9.5	7.3	13.8	8.0	Aug.	
2.5	0.9	10.0	4.1	19.5	5.8	12.8	11.1	8.4	10.7	8.7	6.0	13.2	8.8	Sep.	
4.2	1.8	12.0	2.0	12.8	4.3	5.7	9.1	0.9	8.6	14.6	9.4	3.3	7.6	Oct.	
3.3	2.0	10.2	2.0	12.4	5.7	8.7	9.1	6.4	6.8	3.7	7.9	5.9	7.6	Nov.	
3.6	2.4	8.1	0.0	17.1	2.8	10.1	9.1	11.0	6.8	7.6	8.6	8.7	8.7	Dec.	
2.1	3.1	11.5	1.0	12.5	5.8	12.2	10.9	10.5	6.7	11.3	7.2	8.8	7.9	Jan.	2017
▲1.6	1.8	8.8	4.0	12.0	4.3	8.1	10.9	3.3	6.7	1.3	7.1	5.1	8.6	Feb.	

Sales value (million yen) • Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		
販売額 (百万円)	平成 26年	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
	27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
	平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71
	27	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82
	平成 27年10~12月	16,772	168	7,562	66	9,805	104	18,563	198	6,297	67	58,320	614	9,298	75
	平成 28年1~3月	16,068	171	7,215	67	9,319	103	17,833	198	6,059	66	56,416	616	9,065	82
	4~6	17,169	172	7,915	68	9,984	102	18,681	199	6,420	69	59,028	633	9,844	82
	7~9	17,819	175	8,071	69	10,153	100	19,049	201	6,900	71	60,740	640	10,061	83
	10~12	17,963	179	8,058	71	10,137	101	19,296	204	6,975	74	62,444	647	9,938	84
	平成 27年12月	6,108	168	2,684	66	3,579	104	6,788	198	2,240	67	20,950	614	3,327	75
	平成 28年1月	5,121	169	2,356	67	3,128	102	5,849	198	2,021	67	18,134	616	2,915	80
	2	5,218	170	2,385	67	2,971	101	5,749	196	1,977	67	18,364	614	2,955	81
	3	5,729	171	2,474	67	3,220	103	6,235	198	2,061	66	19,918	616	3,195	82
	4	5,554	171	2,540	66	3,250	102	6,070	200	2,062	67	19,502	622	3,240	82
	5	5,913	172	2,746	67	3,434	102	6,399	198	2,165	68	19,921	628	3,350	82
	6	5,702	172	2,629	68	3,300	102	6,212	199	2,193	69	19,605	633	3,254	82
	7	6,373	173	2,836	68	3,634	102	6,699	199	2,378	71	20,912	634	3,493	82
	8	5,952	173	2,732	68	3,404	102	6,496	200	2,386	71	20,411	637	3,437	82
9	5,494	175	2,503	69	3,115	100	5,854	201	2,136	71	19,417	640	3,131	83	
10	5,806	176	2,649	70	3,344	100	6,333	201	2,272	72	20,165	639	3,248	83	
11	5,474	177	2,542	71	3,185	101	6,076	203	2,219	72	19,659	644	3,139	84	
12	6,683	179	2,867	71	3,608	101	6,887	204	2,484	74	22,620	647	3,551	84	
平成 29年1月	5,445	181	2,540	71	3,213	102	6,031	204	2,272	76	19,829	649	3,180	84	
2	5,408	181	2,454	70	2,998	103	5,732	206	2,121	77	19,175	649	3,004	83	
前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
	28	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
	平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5
	平成 27年10~12月	10.0	9.8	4.8	3.1	7.1	5.1	5.2	3.1	14.1	8.1	4.9	2.7	3.2	7.1
	平成 28年1~3月	11.2	8.2	▲0.9	1.5	8.2	4.0	9.9	3.1	12.6	4.8	6.4	3.2	5.2	15.5
	4~6	9.8	6.8	3.4	3.0	6.0	2.0	3.0	2.6	8.4	7.8	4.3	4.5	3.7	13.9
	7~9	10.6	7.4	6.1	4.5	5.6	▲2.0	4.8	2.6	12.6	10.9	5.3	5.6	7.4	12.2
	10~12	7.1	6.5	6.6	7.6	3.4	▲2.9	3.9	3.0	10.8	10.4	7.1	5.4	6.9	12.0
	平成 27年12月	8.3	9.8	2.7	3.1	7.4	5.1	4.3	3.1	9.3	8.1	2.7	2.7	4.0	7.1
	平成 28年1月	8.7	10.5	1.2	4.7	9.8	2.0	8.1	3.1	11.5	8.1	4.9	3.7	4.3	12.7
	2	14.1	11.8	▲6.9	3.1	6.9	2.0	10.8	2.1	15.3	9.8	8.6	2.8	7.0	14.1
	3	11.0	8.2	3.4	1.5	8.0	4.0	10.7	3.1	11.3	4.8	5.9	3.2	4.4	15.5
	4	14.0	7.5	5.0	0.0	8.7	3.0	5.0	3.6	8.5	6.3	5.9	3.8	5.7	13.9
	5	8.3	6.8	3.2	1.5	5.1	2.0	1.7	2.1	7.7	6.3	3.4	4.1	2.2	13.9
	6	7.6	6.8	2.0	3.0	4.4	2.0	2.4	2.6	9.1	7.8	3.7	4.5	3.2	13.9
	7	14.9	8.1	9.2	3.0	11.5	2.0	8.7	2.1	15.8	10.9	6.7	4.6	10.2	13.9
	8	8.4	6.1	4.6	3.0	4.1	2.0	4.7	2.6	11.9	10.9	5.1	4.8	6.2	10.8
9	8.3	7.4	4.6	4.5	1.0	▲2.0	0.9	2.6	10.0	10.9	4.0	5.6	5.6	12.2	
10	3.7	6.0	6.0	6.1	8.3	▲2.9	7.5	1.5	11.3	9.1	5.0	5.3	5.7	10.7	
11	8.1	6.0	6.8	7.6	1.5	▲1.9	3.3	3.0	10.1	9.1	8.2	5.4	8.3	12.0	
12	9.4	6.5	6.8	7.6	0.8	▲2.9	1.5	3.0	10.9	10.4	8.0	5.4	6.7	12.0	
平成 29年1月	6.3	7.1	7.8	6.0	2.7	0.0	3.1	3.0	12.4	13.4	9.3	5.4	9.1	5.0	
2	3.6	6.5	2.9	4.5	0.9	2.0	▲0.3	5.1	7.3	14.9	4.4	5.7	1.7	2.5	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	C.Y.	2014
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51		2015
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50		2014
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53		2015
12,957	111	19,297	156	13,659	105	14,271	121	17,650	174	5,400	51	Q4	2015
12,290	111	18,686	158	13,084	107	13,676	119	17,014	179	5,653	53	Q1	2016
13,439	113	20,199	155	14,221	108	14,451	118	18,378	179	6,054	54	Q2	
13,809	113	21,062	160	14,464	109	14,968	120	18,972	182	5,565	53	Q3	
13,771	116	20,685	162	14,244	111	14,970	121	18,681	184	5,625	55	Q4	
4,645	111	7,000	156	4,944	105	5,170	121	6,249	174	1,804	51	Dec.	2015
3,977	109	6,085	158	4,270	105	4,472	120	5,563	177	1,826	52	Jan.	2016
3,980	109	6,089	158	4,237	105	4,461	119	5,582	177	1,891	53	Feb.	
4,333	111	6,512	158	4,577	107	4,743	119	5,869	179	1,936	53	Mar.	
4,385	112	6,522	158	4,717	107	4,798	117	5,997	178	1,895	53	Apr.	
4,599	113	6,917	157	4,809	108	4,893	117	6,275	179	2,093	54	May	
4,455	113	6,760	155	4,695	108	4,760	118	6,106	179	2,066	54	Jun.	
4,799	113	7,236	157	4,985	109	5,142	118	6,468	179	1,811	53	Jul.	
4,736	113	7,163	157	4,962	109	5,097	117	6,456	179	1,902	53	Aug.	
4,274	113	6,663	160	4,517	109	4,729	120	6,048	182	1,852	53	Sep.	
4,469	114	6,798	161	4,680	110	4,850	120	6,141	182	1,917	54	Oct.	
4,300	116	6,414	161	4,443	111	4,675	122	5,861	182	1,835	54	Nov.	
5,002	116	7,473	162	5,121	111	5,445	121	6,679	184	1,873	55	Dec.	
4,318	116	6,500	163	4,564	112	4,737	121	5,920	185	1,746	56	Jan.	2017
4,151	116	6,174	164	4,396	113	4,429	121	5,699	183	1,773	57	Feb.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5		2015
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0		2015
16.0	5.7	5.3	9.1	9.7	11.7	3.0	0.0	2.1	▲0.6	24.3	8.5	Q4	2015
24.7	4.7	12.8	6.8	12.8	7.0	9.3	▲0.8	7.3	1.7	30.3	6.0	Q1	2016
11.9	6.6	8.9	2.6	10.7	5.9	6.2	▲3.3	8.3	1.1	17.7	3.8	Q2	
8.8	4.6	10.8	6.0	7.6	4.8	4.9	▲0.8	7.7	3.4	4.8	8.2	Q3	
6.3	4.5	7.2	3.8	4.3	5.7	4.9	0.0	5.8	5.7	4.2	7.8	Q4	
25.8	5.7	4.1	9.1	8.3	11.7	1.3	0.0	0.2	▲0.6	14.5	8.5	Dec.	2015
31.7	3.8	6.2	10.5	9.2	9.4	2.5	0.8	0.6	1.1	19.3	8.3	Jan.	2016
21.7	2.8	17.8	8.2	15.6	6.1	13.7	▲0.8	11.4	0.6	36.9	10.4	Feb.	
21.6	4.7	15.0	6.8	13.9	7.0	12.3	▲0.8	10.4	1.7	35.6	6.0	Mar.	
24.6	5.7	15.2	6.8	19.3	5.9	14.6	▲3.3	15.1	1.1	33.4	6.0	Apr.	
6.6	6.6	5.3	4.0	6.4	6.9	1.8	▲4.1	4.6	1.1	15.6	5.9	May	
6.7	6.6	7.0	2.6	7.5	5.9	3.1	▲3.3	6.0	1.1	8.1	3.8	Jun.	
11.8	6.6	12.4	3.3	9.1	4.8	7.1	▲3.3	8.0	1.1	▲0.7	1.9	Jul.	
10.1	5.6	9.9	3.3	6.1	5.8	2.7	▲4.1	7.8	1.7	7.1	10.4	Aug.	
4.4	4.6	10.2	6.0	7.4	4.8	5.0	▲0.8	7.1	3.4	8.3	8.2	Sep.	
4.9	5.6	7.5	5.2	4.8	5.8	3.4	▲0.8	4.9	3.4	6.4	8.0	Oct.	
6.1	4.5	7.3	4.5	4.5	5.7	6.0	0.8	5.7	5.2	2.2	5.9	Nov.	
7.7	4.5	6.8	3.8	3.6	5.7	5.3	0.0	6.9	5.7	3.8	7.8	Dec.	
8.6	6.4	6.8	3.2	6.9	6.7	5.9	0.8	6.4	4.5	▲4.4	7.7	Jan.	2017
4.3	6.4	1.4	3.8	3.8	7.6	▲0.7	1.7	2.1	3.4	▲6.2	7.5	Feb.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスクケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	平成 27 年 12 月	754,129	35,908	122,218	51,100	32,862	196,074	73,553	99,521	122,818	20,075	Q4 2015	Value (million yen)	Commodity stocks			
	平成 28 年 3 月	729,380	33,347	116,552	50,194	32,382	194,341	70,709	95,059	117,520	19,276	Q1 2016					
	6	740,175	32,516	118,191	49,443	33,297	194,964	73,197	98,464	120,974	19,129	Q2					
	9	738,426	32,326	119,251	49,264	33,565	195,129	70,849	98,011	120,386	19,645	Q3					
	12	812,002	34,729	131,029	54,860	35,043	207,408	78,317	112,405	135,728	22,483	Q4					
	前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 12 月	5.2	13.9	▲1.8	5.0	6.6	▲5.2	2.2	11.4	29.9	10.2			Q4 2015	Percentage change from the previous year (%)	Commodity stocks
	平成 28 年 3 月	6.6	12.1	▲0.8	8.5	6.0	▲5.3	4.2	18.8	31.5	9.8	Q1 2016					
	6	9.5	2.2	2.2	6.7	11.2	▲2.9	9.7	17.9	42.4	18.2	Q2					
	9	7.7	1.8	4.7	6.1	5.8	8.0	4.4	12.8	11.2	9.5	Q3					
	12	7.7	▲3.3	7.2	7.4	6.6	5.8	6.5	12.9	10.5	12.0	Q4					
商品在庫率	平成 27 年 12 月	150.8	105.7	167.0	139.4	199.2	253.7	148.4	127.3	100.7	158.5	Q4 2015	Inventory ratio (%)	Inventory ratio			
	平成 28 年 3 月	153.7	92.5	161.7	143.2	201.6	279.3	156.1	138.8	97.1	179.6	Q1 2016					
	6	154.3	106.4	175.5	152.3	197.5	270.8	151.4	130.8	96.3	172.9	Q2					
	9	161.5	110.3	185.3	163.3	211.8	288.1	158.3	135.6	98.7	182.0	Q3					
	12	153.7	106.3	169.5	146.9	203.5	256.8	154.8	133.8	100.6	168.0	Q4					
	前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 12 月	▲0.5	7.7	▲4.4	1.0	▲0.5	▲12.8	▲1.6	7.2	19.9	8.5			Q4 2015	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
	平成 28 年 3 月	▲1.2	▲3.3	▲7.3	▲0.2	2.6	▲10.0	0.1	11.1	19.4	1.8	Q1 2016					
	6	3.6	2.0	▲0.6	6.2	10.9	▲6.7	3.1	9.8	28.7	12.3	Q2					
	9	2.3	1.9	4.3	7.6	5.5	3.0	1.0	4.5	▲0.2	0.9	Q3					
	12	1.9	0.6	1.5	5.4	2.2	1.2	4.3	5.1	▲0.1	6.0	Q4					

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

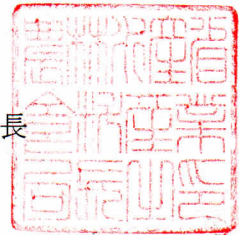
Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

29 食産第 386 号
29 生産第 285 号
29 経営第 212 号
29 政統第 184 号
平成 29 年 4 月 21 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

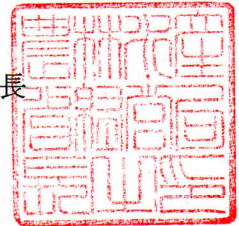
農林水産省食料産業局長



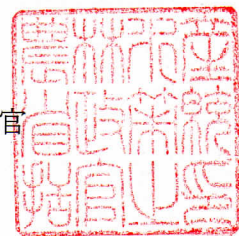
農林水産省生産局長



農林水産省経営局長



農林水産省政策統括官



農産品の物流の改善・効率化に向けた取組の推進等について（通知）

近年、長時間に及ぶ労働環境等を背景としてトラック業界の人手不足が深刻化しており、安定的な物流の確保が難しくなっている。特に農産品の物流は、長距離輸送や手作業が多く、トラックドライバーの負担が大きいいため、今後、物流の確保が更に困難になる可能性がある。

このため、農林水産省では、昨年 11 月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、経済産業省及び国土交通省とともに「農産品物流対策関係省庁連絡会議」を設置し、関係する業界団体、企業等の参画の下、農産品の物流の改善・効率化に向けた検討を行ってきた。

今般、農産品の物流の現状と課題、課題解決に向けた各業界の取組方向、支援施策等について検討し、別添の「農産品物流の改善・効率化に向けて」をとりまとめたところである。

今後、農産品の物流の改善・効率化を実現するためには、生産者、集出荷業者、卸売業者、小売業者等の関係事業者が認識を一つにし、緊密に連携して取組を進めていくことが重要であるため、貴会においても、会員各位に周知されるとともに、安定的な物流の確保に向けて他の関係事業者と具体的な取組が進展するよう、下記の事項について、特段の御配慮をお願いする。

記

1. 一貫パレチゼーション化の取組の拡大

今般、農産物の一貫パレチゼーション化の取組を拡大していくため、関係事業者がどのような取組をすべきかを具体的に示した「関係事業者の行動規範」（以下「行動規範」という。別添の 6 ページ。）を定めたところである。

今後、関係事業者は、行動規範をもとに自ら一貫パレチゼーション化の実現に向けて取り組むとともに、行動規範を活用して他の事業者が取組の実践を働きかけることが重要であり、次の例を参考に、一貫パレチゼーション化の実現に努めるようお願いする。

- ① 農協等の産地関係者は、自ら行動規範に沿った対応を行うとともに、取引先や運送業者に対して行動規範を提示し、空パレット回収への協力やパレットに合わせた規格のダンボールの使用等を共に検討する。
- ② 卸売業者は、自ら行動規範に沿った対応を行うとともに、仲卸業者に対して行動規範を提示し、パレット回収への協力を働きかける。
- ③ パレット取扱業者は、産地のパレット利用者や運送業者に行動規範を提示し、パレットの利用を働きかける。
- ④ 運送業者は、自ら行動規範に沿った対応を行うとともに、産地関係者、卸売業者、仲卸業者等に対して行動規範を提示して、パレットの利用や空パレット回収への協力を働きかける。

2. 共同輸送の取組の拡大

農産品の輸送に当たっては、小ロットの農産品を集積して大ロット化するほか、トラックの共同利用や帰り便の活用等による積載率の向上等を図る共同輸送が求められる。

今後、関係事業者は、次の例を参考に、共同輸送の実現に努めるようお願いする。

- ① 農協等の産地関係者等は、産地内の集出荷の共同化により、小ロットの農産品の集積による大ロット化に取り組むとともに、広域物流拠点（ストックポイント等）の設置により、効率的な一括輸送、多品目の混載輸送等に取り組む。
- ② 産地関係者、卸売業者等は、発荷地と着荷地の間に中継地点を設け、異なる地域の

荷を交換する等により、トラック等の共同利用に取り組む。

- ③ 産地関係者、運送業者等は、製造業等の他業種と連携し、産地から輸送したトラック等の帰り荷として、産地近郊へ輸送する他業種の荷を積載する等により、帰り便の活用に取り組む。

3. モーダルシフトの取組の拡大

トラックドライバーの負担を一層軽減するためには、トラック輸送から鉄道や船舶に切り替えるモーダルシフトが求められる。

今後、関係事業者は、特にモーダルシフトの効果が大きい遠隔地を中心に、トラックから鉄道等への輸送の切替えが可能な品目の選定や実施可能時期の検討を進め、輸送量や到着時刻等について輸送先との十分な調整の下、モーダルシフトの実現に努めるようお願いする。

関係事業者の行動規範

- ◆ 各事業者が、パレットの導入をより適切に進めるため、下記の行動規範に沿ってそれぞれの実情に応じた対応を行うよう、社内や取引関係事業者に検討や協力を働きかけることが重要。
- ◆ 関係省庁は、所管する業界団体等を通じて、広く関係事業者に行動規範の周知を行うことにより、これに沿った取組を促進するとともに、取組の実施状況のフォローアップを行う。

【産地関係者】

- 荷積み時に手作業が発生しないよう、集出荷場・選果場内から一貫パレチゼーション化に取り組む。
- 標準的なパレットの規格に合ったダンボール等の使用を促進する。
- 契約販売、直接販売など輸送先が明確でパレットの回収が比較的容易である場合には積極的に一貫パレチゼーション化に取り組む。
- パレットの回収が円滑に行われるよう、パレットの伝票を出荷時に確実に発行する。

【卸売市場関係者】

- 卸売市場関係者は、各市場の実情を踏まえ、決められたパレット管理の主体や回収・保管の方法・場所、経費の負担等に沿って、市場内においてパレットを流用・紛失したり、関連事業者等に流用・紛失されることのないよう、適切に管理する。
- 各市場のパレットの管理方法等により異なるが、
 - 卸売業者は、パレットの伝票管理を適切に行い、卸売業者がパレットの着地になっている場合には、転送・紛失せず、回収されるまで保管するか、又は出荷元等への返送を行う。市場から転送するパレットについては、仲卸業者、運送業者、パレット取扱業者等と連携して、転送先などその所在に関する情報を把握し、共有する。また、関連事業者や仲卸業者に対して行動規範に沿った対応が行われるよう働きかける。
 - 仲卸業者は、卸売業者、運送業者、パレット取扱業者等と連携し、受け取ったパレットに対し、転送・紛失せず、回収されるまで保管するか、又は出荷元等への返送を行う。市場からパレットを転送する場合には、伝票を発行するなど、転送先の情報を把握可能な状態にする。

【パレット取扱業者】

- 産地に対して、積極的に一貫パレチゼーション化を働きかける。
- 運送業者、卸売業者、仲卸業者等と連携して、農産物の輸送先などパレットの所在に関する情報を把握し、空パレットを効率よく回収する。

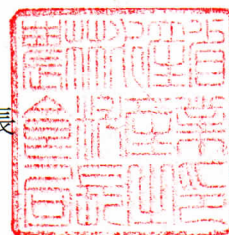
【運送業者】

- 産地関係者、卸売業者・仲卸業者、パレット取扱業者等と連携して、農産物の転送先など荷の情報と併せ、パレットの所在に関する情報を関係者間で共有する。

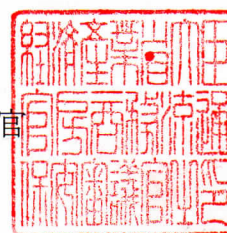
29食産第697号
20170428商局第2号
平成29年5月9日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長



経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて（通知）

我が国においては、年間621万トンの食品ロスが発生していると推計されており、これを削減することが重要な社会的課題となっているところです。この食品ロスについては、我が国の商慣習として、小売企業等による加工食品の納品期限（いわゆる1/3ルール）が、他の先進国と比べて厳しいものとなっていることが、その一つの要因とされています。

こうした商慣習の見直しに当たっては、個別企業の取組では解決が難しく、製造・卸・小売間における利害を乗り越えて、フードチェーン全体で解決していくことが必要です。こうしたことから、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）及び「製・配・販連携協議会」において、農林水産省と経済産業省の連携による支援の下、食品ロス発生の要因となっている商慣習の見直しに向けた話し合いや「納品期限見直しパイロットプロジェクト」等が行われたところです。

「納品期限見直しパイロットプロジェクト」の成果を踏まえ、小売店舗での廃棄増等のリスクが少なく、フードチェーン全体での食品ロス削減効果が認められる「飲料及び賞味期間180日以上菓子」について、納品期限を賞味期間の1/2残り以下に緩和することが、ワーキングチームのとりまとめにおいて推奨されています。現在、一部の大手量販店やコンビニエンスストアにおいて納品期限緩和が取り組まれているところですが、食料品スーパーや地方の小売企業においては取組が進められていない実態もあります。さらに、一部の卸・小売企業においては、より厳しい納品期限の設定や返品が行われ、結果として製造業において相当のコストが必要になる等、フードチェ

ーン全体で食品ロス削減効果が発揮できない状況もあります。

このため、貴団体におかれては、食品ロスを削減するための商慣習の見直しという趣旨を十分御理解の上、「飲料及び賞味期間180日以上菓子」について、納品期限の緩和に向けた取組の推進をお願いします。

また、その他の加工食品についても、今後、納品期限緩和に向けた検討を行っていくこととしておりますので、併せて御承知おき願います。



【参考資料】

○食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム

食品製造業、食品卸売業、食品小売業の企業等で構成。個別企業では解決が難しい過剰在庫や返品等の商慣習に起因する食品ロス等をフードチェーン全体で解決していくため、製造業・卸売業・小売業が一同に会して、検討を進めてきている。

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム

食品製造業
(12社・団体)

食品卸売業
(3社)

食品小売業
(5社)

H24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品の返品・廃棄に関する調査 ・食品ロス削減シンポジウム
H25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・納品期限見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクト（飲料・賞味期間180日以上菓子） ・賞味期限延長・年月表示化の実態調査 ・食品ロス削減シンポジウム
H26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・納品期限緩和の実施（5社） ・賞味期限延長・年月表示化の実態調査 ・日配品の廃棄・余剰生産に関する調査 ・「もったいないキャンペーン」の実施 ・食品ロス削減シンポジウム
H27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・納品期限緩和の拡大（新たに5社実施、計10社） ・納品期限緩和リスク分析を実施 ・日配品における食品ロス削減の取組事例の共有 ・賞味期限延長・年月表示化の実態調査の実施 ・「活動総括」のとりまとめ
H28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者の食品ロス削減の取組状況の把握 ・取組の効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理 ・優良事例紹介等による普及 ・賞味期限延長・年月表示化の実態調査の実施
H29 年度 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大 ・商慣習の見直しに取り組む企業の拡大 ・消費者への理解促進につながる広報 ・賞味期限延長・年月表示化の実態調査の実施

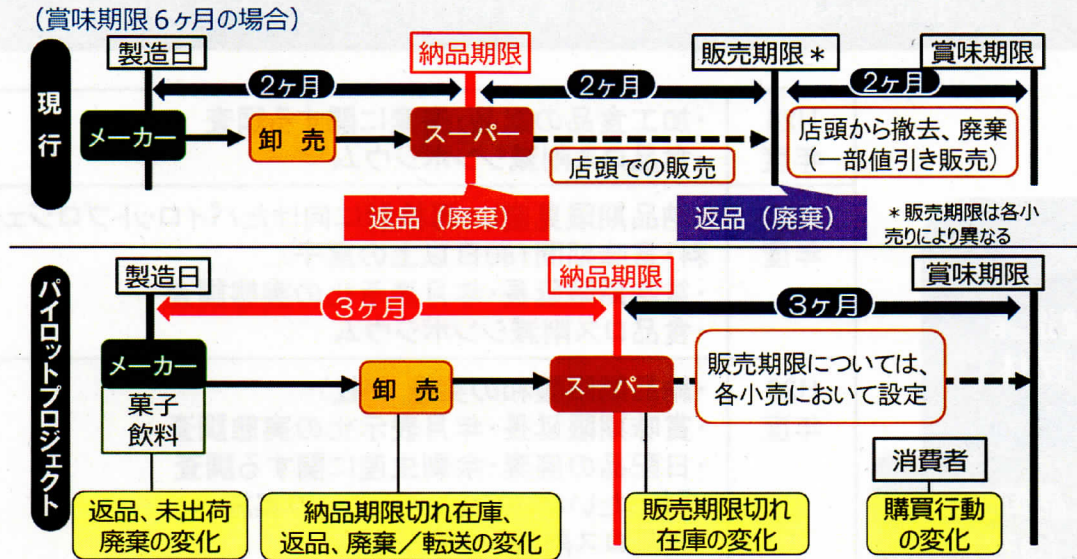
《参加企業等》

味の素(株)、江崎グリコ(株)、キッコーマン食品(株)、コカ・コーラ カスタマーマーケティング(株)、サントリー食品インターナショナル(株)、日清食品(株)、ハウス食品(株)、(株)マルハニチロ食品、一般社団法人日本乳業協会、山崎製パン(株)、タカノフーズ(株)、日本豆腐協会
国分グループ本社(株)、三菱食品(株)、(株)山星屋
イオンリテール(株)、(株)イトーヨーカ堂、(株)東急ストア、(株)ファミリーマート、日本生活協同組合連合会

○納品期限見直しパイロットプロジェクト

小売店などが設定するメーカーからの納品期限および店頭での販売期限は、製造日から賞味期限までの期間を概ね3等分して商慣習として設定される場合が多く（いわゆる3分の1ルール）、食品ロス発生の一つの要因とされている。

このため、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、平成25年8月から半年程度、特定の地域で飲料・菓子の一部品目の店舗への納品期限を現行より緩和（賞味期間の1/3⇒1/2以上）し、それに伴う返品や食品ロス削減量を効果測定した。



この結果、清涼飲料と賞味期間180日以上のは菓子は、納品期限緩和による小売店舗での廃棄増等のリスクが少ない上、納品期限緩和による食品ロス削減効果は約4万トンとなることを明らかにした。

このことを踏まえ、「納品期限緩和」「賞味期限延長」「年月表示化」を一体的に進めることを推奨し、複数社において納品期限緩和が進んだ。

納品期限見直しパイロットプロジェクト（35社）の結果		
【食品製造業】 鮮度対応生産の削減 など未出荷廃棄削減	【物流センター】 納品期限切れ発生数量の減少、返品削減	【小売店頭】 飲料と賞味期間180日以上のは菓子は店頭廃棄増等の問題はほぼなし
【該当食品全体への推計結果】 飲料：約 4万トン（約71億円） 菓子：約 0.1万トン（約16億円） ※賞味期間180日以上のは菓子で実施 合計：約4万トン（約87億円） ※事業系食品ロスの1.0%~1.4%		

飲料・菓子の納品期限緩和を推奨

納品期限を見直した企業

- 【26年度】イトーヨーカ堂、東急ストア、ユニー、セブンイレブン・ジャパン、サークルKサンクス
- 【27年度】イオンリテール、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、スリーエフ
- 【28年度】ポプラ、ミニストップ

実運用問題なし
地域の食品スーパーへの拡大が課題

○製・配・販連携協議会

消費財分野の53社が、「サプライチェーン全体の無駄を無くすとともに、新たな価値を創造する仕組みを構築する」というビジョンに合意するとともに、「返品削減」、「配送最適化」等のテーマについてワーキンググループを設置し、取るべきアクションを検討している。「加工食品における返品削減の進め方手引き書」を発行するなど、食品ロス削減に資する取り組みも行っており、この中で加工食品の納品期限の緩和を推奨している。

《参加企業》

アイリスオーヤマ(株)、アサヒビール(株)、味の素(株)、大塚製薬(株)、花王(株)、キッコーマン食品(株)、キューピー(株)、麒麟ビール(株)、サントリー食品インターナショナル(株)、(株)資生堂、第一三共ヘルスケア(株)、大正製薬(株)、武田コンシューマーヘルスケア(株)、日清食品(株)、コカ・コーラ カスタマーマーケティング(株)、ネスレ日本(株)、ハウス食品(株)、プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)、ユニ・チャーム(株)、ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング(株)、ライオン(株)、ロート製薬(株)

(株)あらた、伊藤忠食品(株)、(株)大木、加藤産業(株)、国分グループ本社(株)、(株)日本アクセス、(株)PALTAC、三井食品(株)、三菱食品(株)

(株)アークス、イオンリテール(株)、(株)イズミ、イズミヤ(株)、(株)イトーヨーカ堂、ウエルシア薬局(株)、(株)ココカラファイン、(株)コメリ、(株)サンドラッグ、スギホールディングス(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、DCM ホールディングス(株)、(株)ファミリーマート、(株)フジ、(株)平和堂、(株)マツモトキヨシホールディングス、(株)マルエツ、ミニストップ(株)、(株)ヤオコー、ユニー(株)、(株)ライフコーポレーション、(株)ローソン

平成 29 年 5 月 16 日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官（再チャレンジ担当）

文部科学省 高等教育局長

厚生労働省 職業安定局長

経済産業省 経済産業政策局長

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠であり、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくりを進めることが重要です。

平成30年度卒業・修了予定者（2019年度入社予定者）の就職・採用活動の開始時期については、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、前年度に引き続き、学生の学業への配慮を十分に行いながら、広報活動開始時期については3月1日以降、採用選考活動開始時期については6月1日以降とすることになりました。

平成29年4月10日には、一般社団法人日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」及び「採用選考に関する指針」の手引きを改定し（参考資料1及び参考資料2参照）、同年5月11日には、大学等（就職問題懇談会）において、「平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（参考資料3）を定めたところです。

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、日本経済団体連合会加盟企業のみならず、企業側・大学側の足並みをそろえた取組が重要です。

このため、平成30年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期の遵守等について、各企業の御理解・御協力を要請いたしたく、別添「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」の趣旨・内容について、貴団体から加盟各企業に対して、周知徹底をいただきますようお願い申し上げます。

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

- ① 就職・採用活動の日程について、以下のとおりとさせていただきようをお願いいたします。
- ・ 広報活動開始 : 卒業年度に入る直前の3月1日以降
 - ・ 採用選考活動開始 : 卒業年度の6月1日以降
 - ・ 正式な内定日 : 卒業年度の10月1日以降
- ② 採用選考活動の実施に当たっては、授業、試験、留学、教育実習等、学生の学修や学事日程に十分に配慮しながら、また、大学所在地による不利が生じないように留意しながら行っていただくようお願いいたします。具体的には、面接や試験の実施に際して学生の事情を十分に勘案しながら、例えば、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないような設定とすることのほか、事前連絡について余裕をもって行うことや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用なども含めた工夫を行うことが考えられます。
- ③ 留学中の者あるいは留学希望者において、留学により就職活動で不利になるとの認識が生じることがないように、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの留学経験者向けの取組を行っている企業は、自社の採用ホームページなどで積極的に周知していただくようお願いいたします。
- ④ 学生等の職業選択の自由を妨げる行為（学生等に対して、内々定を出す代わりに他社への就職活動の終了を迫ったり、内々定段階で誓約書等を要求したりするなど）を行わないなど、公平・公正で透明な採用を徹底いただくようお願いいたします。
- ⑤ インターンシップは就業体験の場であることを踏まえ、インターンシップと称して、広報活動・採用選考活動開始前に、広報活動・採用選考活動そのものも行われることのないようにし、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないよう留意いただくようお願いいたします。
- ⑥ 面接などの採用選考に当たり、大学等における成績証明等を一層活用いただくようお願いいたします。
- ⑦ 採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生等に示していただくようお願いいたします。

○広報活動…採用を目的として、業界情報、企業情報などを学生に対して広く発信していく活動を指します。広報活動の実施に際しては、それが実質的な選考とならないものとするに留意いただく必要があります。

○採用選考活動…一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。採用選考活動は、広報活動と異なり、学生が自主的に参加不参加を決定することができるものではないため、学事日程に留意いただく必要があります。

採用選考に関する指針

一般社団法人 日本経済団体連合会
2017年4月10日改定

企業は、2019年度の大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考にあたり、下記の点に十分配慮しつつ自己責任原則に基づいて行動する。

なお、具体的に取り組む際は、本指針の手引きを踏まえて対応する。

記

1. 公平・公正な採用の徹底

公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法、雇用対策法及び若者雇用促進法に沿った採用選考活動を行い、学生の自由な就職活動を妨げる行為(正式内定日前の誓約書要求など)は一切しない。また、大学所在地による不利が生じないように留意する。

2. 正常な学校教育と学習環境の確保

在学全期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する。

3. 採用選考活動開始時期

学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動については、以下で示す開始時期より早期に行うことは厳に慎む。

広報活動 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

選考活動 : 卒業・修了年度の6月1日以降

なお、活動にあたっては、学生の事情に配慮して行うように努める。

4. 採用内定日の遵守

正式な内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降とする。

5. 多様な採用選考機会の提供

留学経験者に対して配慮するように努める。また、卒業時期の異なる学生や未就職卒業生等への対応を図るため、多様な採用選考機会の提供(秋季採用、通年採用等の実施)に努める。

以上

「採用選考に関する指針」の手引き

一般社団法人 日本経済団体連合会
2017年4月10日改定

1. 本指針の適用対象者について

指針の規定は、日本国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校
の卒業・修了予定者が対象となる。大学院博士課程（後期）に在籍している院
生は対象とならない。

2. 広報活動について

企業が行う採用選考活動は、一般に広報活動と選考活動に大別することがで
きる。

（1）広報活動とは

広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報などを学生に対して
広く発信していく活動を指す。本来、こうした情報は可能な限り速やかに、適
切な方法により提供していくことが、ミスマッチによる早期離職の防止のため
に望ましいものである。しかし、早期化ゆえの長期化の問題に鑑み、開始時期
以前においては、不特定多数向けの情報発信以外の広報活動を自粛する。

広報活動の実施に際して留意すべきことは、それが実質的な選考とならない
ものとする事である。また、会社説明会などのように、選考活動と異なり学
生が自主的に参加または不参加を決定することができるイベントなどの実施に
あたっては、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、土日・祝
日や平日の夕方開催に努めるなど、学事日程に十分配慮する。

（2）広報活動の開始時期について

広報活動の開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運
営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。そ
れより前には、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した活動は行わないこ
ととする。

また、広報活動の開始日より前に行うことができる活動は、ホームページに
おける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報に
よるPRなど、不特定多数に向けたものにとどめる。なお、広報活動のスケジ
ュールを事前に公表することは差し支えない。

（3）広報活動であることの明示について

広報活動の実施にあたっては、学生が自主的に参加の可否を判断できるよう、

その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知する。具体的には、広報活動を行う際の告知・募集の段階と実施時の段階の双方において、当該活動が広報活動として行われる旨を、ホームページや印刷物への明記、会場での掲示や、口頭による説明などの形で学生に周知徹底する。

なお、広報活動であることを示す場合の内容としては、以下のような例が考えられる。

【会社説明会の場合の明示例】

○明示する場面

- ①開催の告知・募集段階
- ②開催当日の案内（口頭、会場における掲示など）

○具体例

例1)「この説明会は、学生の皆さまに今後の就職活動を行う上での参考として、当社や業界の状況をご理解いただくための広報活動の一環として開催するものであり、本説明会への参加の有無が今後の採用選考のプロセスに影響するものではありません」

(あるいは、破線部分に替えて)

に参加しなかったからといって、今後の採用選考上不利に働くことはありません

例2)「この説明会は、広報活動の一環として、当社の事業やCSRへの取り組みなどについて理解を深めていただくために行うものです。説明会への参加は任意であり、参加者の方々を対象に選考を行うことは致しません」

3. 選考活動について

(1) 選考活動とは

選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。

(2) 選考活動の開始時期について

選考活動は、活動の名称や形式等を問わず、実態で判断すべきものである。具体的には、①選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、②当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものを言う。こうした活動は、時間と場所を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの「狭義の選考活動」と、エントリーシートによる事前スクリーニングなど多様な方法を含む「広義の選考活動」に分類することができる。

このうち、ウェブテストやテストセンターの受検、エントリーシートの提出など、日程・場所等に関して学生に大幅な裁量を与えられている「広義の選考活動」に開始時期の制限を課すことは、効率的な選考に支障が生じることや、

学事日程への影響も少ないことなどを考慮すると適当ではない。そこで、開始時期（卒業・修了年度の6月1日）より前に自粛すべき活動は、面接と試験のみとする。

（3）選考活動における留意点

選考活動は、広報活動と異なり、学生が自主的に参加不参加を決定することができるものではないため、学事日程に配慮していくことが求められる。

具体的には、面接や試験の実施に際し、対象となる学生から申し出があるケースも想定されるため、事前連絡についても余裕をもって行うほか、当該学生の事情を十分勘案しながら、例えば授業やゼミ、実験、教育実習などの時間と重ならないような設定とすることや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用なども含めた工夫を行うことが考えられる。

また、大学等の履修履歴（成績証明書等）について一層の活用を検討することが望ましい。

4. 広報活動の開始日より前に実施するインターンシップについて

インターンシップは、産学連携による人材育成の観点から、学生の就業体験の機会を提供するものであり、社会貢献活動の一環と位置付けられるものである。したがって、その実施にあたっては、大学等のカリキュラム上、特定の年次に行う必要がある場合を除き、募集対象を学部3年／修士1年次の学生に限定せず、採用選考活動とは一切関係ないことを明確にして行う必要がある。

また、教育的観点から、募集段階において詳しいプログラム内容を学生に公開するとともに、職場への受入れや仕事経験の付与、インターンシップの受入れ後の学生へのフィードバックなどを行うことが望ましい。

なお、インターンシップ本来の趣旨を踏まえ、教育的効果が乏しく、企業の広報活動や、その後の選考活動につながるような1日限りのプログラムは実施しない。

5. 広報活動開始前に行われる学内セミナーについて

広報活動開始前に行われる学内セミナーについては、以下に掲げる条件を満たす場合に、キャリア教育に積極的に協力していく観点から参加することができる。

【広報活動開始前に行われる学内セミナーへの参加条件】

- ①「企業等の協力を得て取り組むキャリア教育としての学内行事実施に関する申合せ（平成26年9月16日就職問題懇談会）」に基づき、大学が企業に参加協力を求める内容を記した文書等に以下の要件を満たしている点が明記されていること。
 - ・大学が責任をもって主催すること。
 - ・大学が参加する学生に対し、キャリア教育の一環であり、採用選考活動とは一切関係ないことを明示していること。
 - ・大学が参加企業に対し、学生の個人情報を提供しないこと。
- ②参加にあたっては、学生の個人情報を取得しない。

6. 留学経験者などに対する多様な採用選考機会の提供

近年ではグローバル人材を求める観点から、留学経験者を対象に、一括採用とは別に採用選考機会を設けることも少なくない。留学すると不利になるといった認識が学生に生じることのないようにする観点から、別途の採用選考機会の設定をはじめ、留学経験者向けの様々な取組みを行っている企業は、自社の採用HPなどを活用しながら積極的な周知を行うことが求められる。

また、最近ではセメスター制からクォーター制に移行する大学があるほか、ギャップイヤーを導入する動きもある。今後とも多様な経験を経た学生が企業社会で活躍する道を開くため、一括採用のほかに夏季・秋季採用をはじめ、様々な募集機会を設けていくことが望ましい。

7. その他

（1）夏季における服装について

採用選考活動の実施期間において、クールビズ等の取組みを実施している場合、学生に対して服装の取り扱いを周知する。

（2）卒後3年以内の未就業者について

卒後3年以内の未就業者の取り扱いについては、2015年10月1日から適用された「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則り、適切な対応に努める。

(3) 指針及び手引きの見直しについて

採用選考に関する指針及び手引きは、活動の実態や、取り巻く環境の変化等を踏まえて、適宜、必要な見直しを行う。

以 上

《本件問い合わせ先》

採用選考に関する指針及び手引きに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

経団連労働政策本部

TEL:03-6741-0181 FAX:03-6741-0381 E-mail:koyou@keidanren.or.jp

平成29年5月11日
就職問題懇談会

平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者 に係る就職について（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、グローバル化や情報通信技術の急激な進展により、社会構造が大きく変化している状況の中で、学生にこのような社会に対応し、未来を切り拓いていけるような高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公立の大学等で構成する就職問題懇談会は、平成30年度卒業・修了予定者の就職活動の秩序を維持し、学生の就職機会の均等を期するため、各大学等が取り組む事項について下記のとおり申し合わせる。

なお、この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認する。

記

1. 大学等は、以下の就職・採用活動の日程を遵守するとともに、企業等に対して、その遵守を要請する。
 - ・ 広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
 - ・ 採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
 - ・ 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降
2. 大学等は、就職・採用活動に関する本申合せの大きな目的の一つが、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環境の整備であることを再度認識する。その上で、学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、場合によっては企業に具体的な対応を要請するなど、きめ細やかな支援を行う。
3. 大学等は、インターンシップの本来の趣旨に鑑み、その教育効果を高めることに努める。また、「インターンシップ」と称した会社説明会や採用選考活動と捉えられる行事等を行わないよう、企業等に要請する。
4. 大学等は、採用選考において学生の学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請する。

具体的取組

1. 就職・採用活動の円滑な実施について

【大学等における取組】

(1) 学生への周知・情報提供

① 就職・採用活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用活動時期について、その趣旨を含めて、学生に対して十分に周知する。採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、採用選考関係の日程調整に関して企業等に相談することも可能であること、留学や教育実習等を希望する際は注意が必要であること等を特に周知し、就職活動が学業を妨げないよう指導する。

また、就職活動に関して不都合が懸念される場合には、できるだけ早期に企業等に申し入れたり、大学等の就職担当者に相談したりすることが重要であることも、合わせて周知する。

② 就職関連情報の積極的な提供

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等は学部・分野別の就職実績や、各大学等の職員採用についての採用方針・採用実績等の情報の積極的な提供に努める。

(2) 就職・採用活動スケジュールに関する留意事項

① 「企業説明会」の取扱い

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わない。なお、「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会を指す。

卒業・修了前年度3月1日以降、「企業説明会」を大学等の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示する。また、実施に当たっては、土日祝日や平日の夕方以降の実施など、可能な限り学事日程に配慮する。

② 学校推薦の取扱い

学校推薦は、卒業・修了年度6月1日以降とすることを徹底する。

③ 正式内定開始日

正式内定日は、卒業・修了年度10月1日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底する。

(3) 初年次からのキャリア教育・職業教育の充実

キャリア教育・職業教育は、就職活動に関する指導とは異なるものである。しかし、学生の職業観や勤労観を涵養し、個々人の個性や適性に合った職業を学生自ら選択できる能力の育成や学修意欲を高めるために極めて重要であることを踏まえ、初年次からのキャリア教育・職業教育の充実を図る。

キャリア教育の実施に当たっては、前述の「企業説明会」とは明確に区分した上で、幅広く企業等の協力を得つつ、積極的な取組を行う。

【企業等への要請事項】

(1) 就職・採用活動開始時期の遵守

以下の就職・採用活動日程の遵守を、企業等に対して要請する。

- ・ 広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・ 採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
- ・ 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

(2) 学生の学業への配慮

企業等が学期期間中に採用選考活動を実施する場合には、当該活動が学業の妨げとならないよう、以下の配慮を企業等に対して強く求める。

① 学生の学修に十分配慮した形での採用選考活動の実施

授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合は、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更など必要な対応を明示的に行うこと。
また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないよう極力柔軟に対応すること。

② 採用選考開始日より前に採用選考活動を実施しないことの徹底

(3) 採用選考活動における評価

学生の本分を考えれば、採用選考において学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることは重要である。

このため、企業等に対し、少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類(例えば成績証明書や履修履歴等)を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学業への取組状況を含めて適切に学生を評価することを求める。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保について

【大学等における取組】

(1) 情報の収集と学生へのケア

就職・採用活動が学生の学業を妨げることのないよう、開始時期の実態、職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の有無等について、情報を収集するとともに、学生へのケアに関する組織的な取組を行う。

(2) インターンシップ

インターンシップとは、一般に、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、あくまでも教育プログラムである旨を、学生に対して周知する。また、大学等が実施に関わる場合は、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」¹を踏まえ、適切に実施することを徹底する。

【企業等への要請事項】

(1) 学生の応募書類等

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、企業等に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないよう要請する。

また、面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等をしないよう要請する。

(2) 雇用の機会均等

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨や障害者雇用促進法等に則って行われるよう要請する。特に、総合職採用における女子学生への配慮や、障害のある学生への適切な対応、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、採用活動における適切な対応を要請する。

(3) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為

必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に採用の内々定を通知すること
- ② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること
- ③ 6月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること

④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること等の学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎むよう企業等に対して要請する。

また、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報をあらかじめ明示することも要請する。

(4) インターンシップ

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、あくまでも教育プログラムである。したがって、その実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を踏まえ、適切に実施するよう要請する。

そのため、

- ① 広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な採用選

考活動とも捉えられるような行事等は慎むこと、
②そもそも、インターンシップは、「就業体験を伴うこと」が必要であるが、現在、インターンシップとして行われているプログラムには、1日限りで就業体験を伴わないもの（いわゆる「ワンデーインターンシップ」など）もあることから、これがインターンシップと称して行われることがないようにすること、
③インターンシップの本来の趣旨を踏まえ、その教育的効果を高めるためには、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益である。大学等との連携の下、可能な限り長期間のインターンシップを実施すること、
を要請する。

なお、インターンシップの在り方については、今後取りまとめられる予定のインターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議での議論を十分に踏まえるものとする。

(5) 大学等の所在地等への配慮

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、それが採用選考において不利とならないよう配慮することを要請する。

3. その他の事項について

【大学等における取組】

(1) 各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本申合せを踏まえた対応を行う。

(2) 「申合せ」の内容の周知

各大学等は、「申合せ」の内容について、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応する。

また、企業等に対しても、以下の手段等により、「申合せ」の内容の周知を図る。

①学内で企業説明会を実施する企業等への要請内容の手交

②企業等に求人依頼文書を発送する際、「申合せ」又は「申合せ」の内容をまとめた文書の添付

③その他、メール等による企業等への「申合せ」の内容の遵守に関する直接的依頼
各大学等による企業等への直接的な要請は「申合せ」の趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努める。

【企業等への要請事項】

(1) 学生の健康状態への配慮

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、企業等に対して、学生のクーラビズ等への配慮を明示するよう求める。

就職・採用時期の変更に関する背景と今後の方針について

学生の就職・採用活動の早期化・長期化の是正について、これまで、国公立大学等で構成する就職問題懇談会が、大学等関係団体の総意として、経済団体等に対し長年にわたり要請を行い、意見交換を重ねてきた歴史的経緯がある。現在の就職・採用活動スケジュールは、平成27年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度3月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の8月に変更することが、平成25年に合意されたことが基本になっている。

平成28年度卒業・修了予定者からは、学生の学修時間確保の観点等から採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の6月とすることに変更されたが、あくまでも就職・採用活動の早期化・長期化を是正するとの趣旨は堅持したものとなっており、平成29年度卒業・修了予定者についても同スケジュールを適用した。そして先月、一般社団法人日本経済団体連合会は、現行の就職活動の実態を踏まえ、平成30年度卒業・修了予定者についても同スケジュールを維持することを決定した。

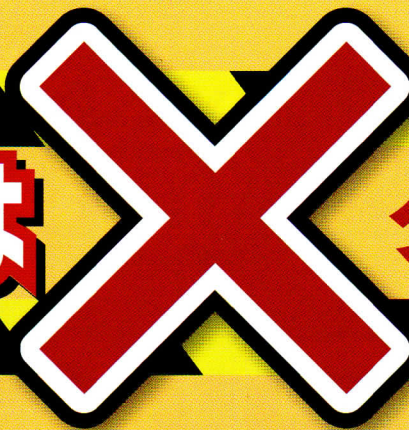
学生の学修環境の確保を考えた場合、現行日程が必ずしも最良のものとは言い切れないが、現行日程において、①学部3年次の授業への出席状況が改善していること、②日程が維持され定着に向かうことにより、学生・大学は計画的に就職活動に対応できるようになること、といったプラス面が確認されているところである。

平成31年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、安定的な就職・採用活動が行われることを前提とし、頻繁な日程変更は避け、学生が学業及び就職活動の両方により安心して取り組むことができる環境整備を目指し、経済団体等と意見交換を重ね、議論を積み上げていくこととする。

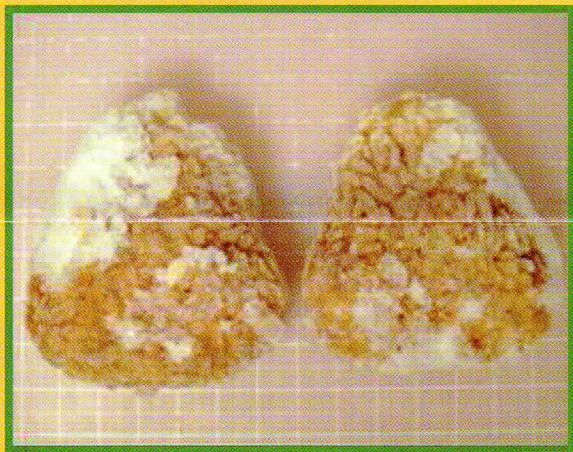
¹ 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成26年4月8日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

温度の変化は



ダメ!

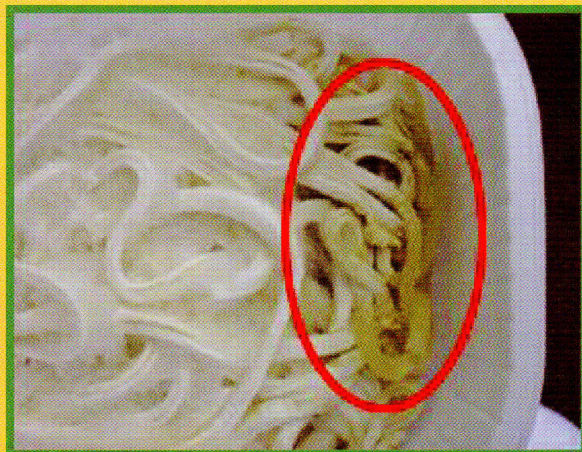


温度変化によって
食品中の水分が移動すると…

霜・氷の付着

さらに水分が失われると…

乾燥・変色



解凍・再凍結によって…

中身が固化

ココロに
おいしい
冷凍食品

冷凍食品

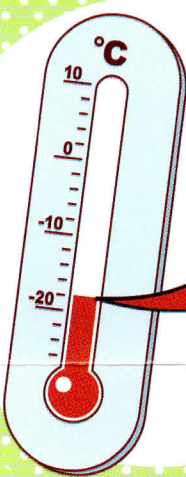
の

温度管理

品温は

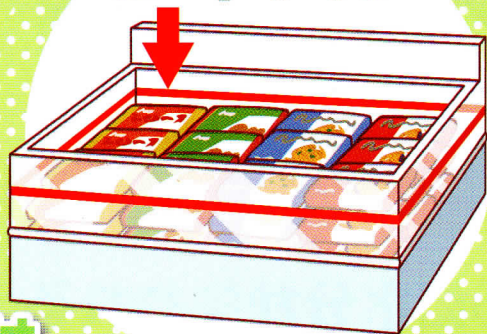
-18℃以下

に保たれていますか？



-18℃

ロードライン



商品は

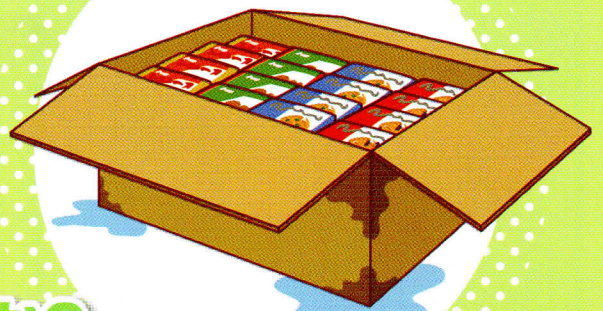
ロードライン以下

に陳列されていますか？

冷凍庫・ショーケースの

外に放置

されていませんか？



正しい温度管理でお店の信用アップ！

協会ホームページについて

- アドバイザー養成講座 2017 年上期受講受付開始のご案内を掲載しました
- 登録販売者試験受験対策 2016 年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2016 年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。希望者には、2015 年実施過去問題集を販売いたします。

事務局だより

- ・現在、「次世代ドラッグストアビジョン」をとりまとめて冊子に印刷する準備を進めています。この冊子には、次世代ドラッグストアビジョンの実現に向けた細かい基準をはじめ、ドラッグストアショーのテーマブースで説明されていた、街の健康ハブステーションにいたる内容も掲載されています。また、会員企業の皆様から要望の高かったテーマブースのパネルの内容も掲載の予定です。5月中には会員企業の皆様にお届けする予定です。いましてばらく、お待ち下さい。
- ・6月5日に通常総会と同時に行われる政治連盟特別セミナーとドラッグストア業界研究レポート報告会。セミナー講師は、話のわかりやすさに定評のある時事通信解説委員の田崎史郎氏であり、研究レポート報告会では「ドラッグストア10兆円産業化の方針」が発表されます。ぜひ、多くの業界関係者の参加をお願いします。
- ・5月に理事会、6月に通常総会の開催があり、平成29年度の新しい組織、人事が決定されます。本年は改選期にあたっており、理事、監事の方々を新たに選び直すこととなります。理事、監事は、業界の発展＝地域の生活者へのサポート充実を目指して、意見を進言したり、委員会活動、支部活動を行う方々でもあります。社業も忙しいなか、献身的に業界活動を行う姿に、本当に素晴らしいことと思います。7月号では、顔写真入りでご紹介させていただきます。
- ・そらぶちキッズキャンプへの2016年度の支援募金総額が発表されました。多くの善意により、1,700万円を上回る浄財が集まりました。取り組んでいただいた会員企業の皆様に御礼申し上げます。本年は7月30日(日)に贈呈式が行われる予定です。また、本年からメーカー様とタイアップした「そらぶちキッズキャンプ」支援キャンペーン企画にも取り組む予定です。各社様においては、それ以外の支援活動もされているとは思いますが、ドラッグストアの社会貢献活動のひとつとして、さらなる拡大が期待されます。

発行日	平成 29 年 5 月 17 日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp